



舞鶴の環境

平成26年度版環境白書

～舞鶴市環境基本計画年次報告書～

目次

はじめに	1
舞鶴市の概況	1
計画の基本的事項	3
計画の施策体系	3
1. 低炭素社会の実現	5
家庭での取り組み	
事業所での取り組み	
交通対策の取り組み	
2. 循環型社会の確立	9
ごみの減量	
リサイクルの推進	
ごみの適正処理	
3. 自然との共生社会の確立	17
里山・里地・里海の保全と活用	
野生生物との共生	
4. 良好な生活環境の確保	21
大気環境の保全	
水環境の保全	
生活環境の保全	
5. 協働社会の推進	34
環境保全活動の連携	
環境学習・環境教育の推進	
環境情報の提供	

はじめに

この白書は、舞鶴市が推進している“地球温暖化対策”、“循環型社会の確立”、“自然との共生社会の確立”、“良好な生活環境の確保”、“協働社会の推進”に向けた取り組みなど、多岐にわたる環境保全対策を市民の皆さんに紹介するとともに、舞鶴市の環境の現状について理解を深めていただくため、平成12年から発行しています。

多くの皆様に本書を活用していただき、私たちの環境を守り育てる活動の一助となれば幸いです。

舞鶴市の概況

■地勢

舞鶴市は本州のほぼ中央部、日本海が最も深く湾入した京都府北東部にあります(右図)。

若狭湾に湾口を開く舞鶴湾は、古来、波静かな天然の良港として利用されてきました。また、約120キロに及ぶ海岸線は岬と入り江が入り交じったリアス式海岸を形成。若狭湾国定公園に指定されるなど景勝地としても知られています。

市域の約8割は山地と丘陵が占め、市境には青葉山、三国岳、弥仙山、赤岩山など標高600メートル前後の山々が連なっています。そのうち青葉山は若狭湾国定公園に、赤岩山は丹後天橋立大江山国定公園に指定されています。

一方河川においては、京都府内最大の流域面積を持つ一級河川・由良川をはじめ、伊佐津川、与保呂川などの中小河川が市内を貫流。その流域に帯状の平野部を形成しています。また、舞鶴湾に注ぐ河川の大半は市内にその水源を持っています。

そのほか、江戸時代に御水道(上水道)として田辺城やその城下町で愛用された『真名井の清水』や地元住民の生活を支え続けている『大杉の清水』(ともに平成の名水百選=環境省)、「与保呂の水源地」(近代水道百選=厚生省)とその周辺(水源の森百選=林野庁)といった水に関わる名所が市内各地に点在。『稚児の滝』や『温気ヶ宇呂滝』など伝承を有した滝も多くあります。

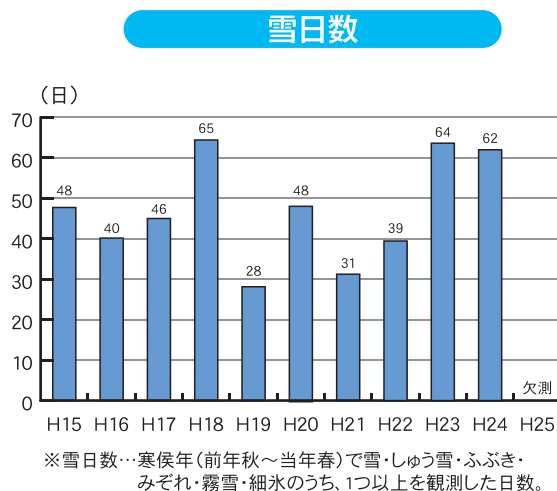
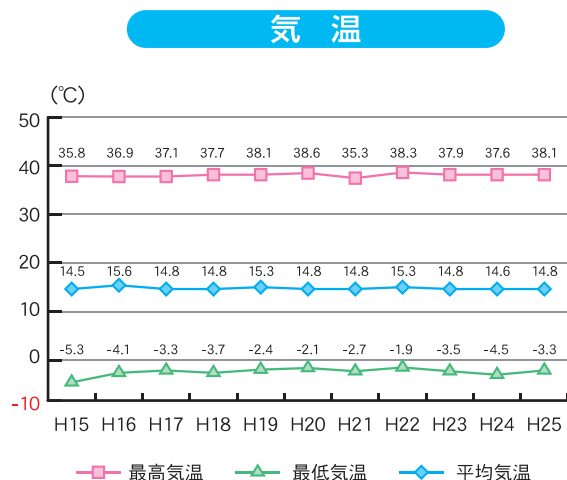


経度	緯度	面積(km ²)
東経135度 10分～29分	北緯35度23分 ～36分(成生岬) 43分(小島)	342.39 (京都府総面積の 約7.4%)
ひろがり		海岸線(km)
東西間(km)	南北間(km)	119.9 (概算)
29.7	24.9(成生岬) 37.0(小島)	

資料 市都市計画課

■気候

気候区は日本海気候の山陰区に属します。春季は南東風のフェーン現象が起こりやすく、夏季は高温多湿で晴天が続く、冬期は対馬海流の影響を受けて気温はあまり低くなりません。しかし、北西季節風のため雨や雪の日が比較的多くみられます。



資料 気象庁

■動植物分布

山地には、国指定特別天然記念物のニホンカモシカやオオサンショウウオなど貴重な生物が生息しています。

冠島(大島)は「オオミズナギドリ」の繁殖地として国の天然記念物に、沓島(小島)は「ウミネコ・ヒメクロウミツバメ」の繁殖地として市の天然記念物に指定。いずれも希少な動植物が生息する環境を有しており、厳正な保護が必要なことから、平成19年に若狭湾国定公園特別保護区に指定されました。

また、青葉山には固有植物である「オオキンレイカ」(市指定天然記念物)、大浦半島の成生岬には日本最大クラスの「スダジイ巨木」(市指定天然記念物、幹周13.8メートル・主幹9.5メートル)、神崎の海岸線には南限の「ハマナス」が自生。舞鶴はまさに自然の宝庫といえます。



オオサンショウウオ



ハマナス



成生岬のスダジイ巨木



ニホンカモシカ



ウミネコ

■人口等

人口	男 42,949人	計 86,011人	世帯数	35,111世帯
	女 43,062人			

(平成25年10月1日現在推計人口)

第2期舞鶴市環境基本計画

計画の基本的事項

● 計画策定の目的

【舞鶴市環境基本計画】

市の良好な環境の保全と創造に向け、市民・事業者・行政が連携して積極的に取り組む施策を視野に入れた環境対策を総合的、計画的に進めるための新たな計画です。

【舞鶴市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

市域から排出される温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすため、総合的かつ計画的な施策を定めた計画です。

● 目指すべき環境像

21世紀半ば（2050年）を目途に、本市がめざすべき環境像を以下のように設定しています。

～ 人も地域も地球も元気 ～

環境にやさしい持続可能なまちづくり

めざすべき環境像	基本目標	環境施策の方針
環境にやさしい持続可能なまちづくり ～人も地域も地球も元気～	1. 低炭素社会の実現 	(1) 家庭での取り組み (2) 事業所での取り組み (3) 交通対策の取り組み (4) 全般的な取り組み
	2. 循環型社会の確立 	(5) ごみの減量 (6) リサイクルの推進 (7) ごみの適正処理
	3. 自然との共生社会の確立 	(8) 里山・里地・里海の保全と活用 (9) 野生生物との共生 (10) 自然と調和した都市空間の形成
	4. 良好な生活環境の確保 	(11) 大気環境の保全 (12) 水環境の保全 (13) 生活環境の保全
	5. 協働社会の推進 	(14) 環境保全活動の連携 (15) 環境学習・環境教育の推進 (16) 環境情報の提供

● 計画の期間(目標年次)

- ・めざすべき環境像については2050年頃を見据えたものとしています。
- ・平成23年度(2011年度)を初年度とし、平成32年度(2020年度)を目標年次としています。計画の期間は10年間とし、概ね5年で見直します。
- ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、基準年度を平成2年度(1990年度)、目標年度を平成32年度(2020年度)としています。

● 温室効果ガスの削減目標

**2020年度までに温室効果ガスを
1990年度比で25%削減することをめざします。**

具体的な取り組み

リーディング プロジェクト

- ③ 日常生活、地産地消による食卓、住まいのエコ
- ③ 省エネに向けた取り組みの促進
- ③ 省エネの仕組みの活用
- ③ 省エネルギー、新エネルギー技術の導入
- ③ 環境に配慮した新商品・技術の開発
- ③ 自動車からの温室効果ガスの排出抑制

- ③ 自転車の利用促進
- ③ 公共交通の利用促進
- ③ エコ通勤・ノーマイカーデーの推進
- ③ クリーンエネルギー車の普及
- ③ 舞鶴版エコポイントの取り組み
- ③ コミュニティビジネスの取り組み
- ③ 新エネルギーの取り組み

- ③ ごみ派生抑制(リデュース)の推進
- ③ 再使用(リユース)の推進
- ③ ごみ分別の徹底
- ③ 紙ごみリサイクルの推進
- ③ 生ごみ堆肥化の促進
- ③ マイ・リサイクル店の拡充

- ③ 事業活動におけるリサイクルの推進
- ③ 廃食用油(使用済みてんぷら油)の有効活用
- ③ 環境美化活動の拡充
- ③ 海の美化保全
- ③ 不法投棄の撲滅

- ③ 里山の保全と活用
- ③ 里地の保全と活用
- ③ 里海の保全と活用
- ③ 湧水の保全
- ③ グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進

- ・野生動植物の把握と保護
- ・外来生物の把握と駆除
- ・有害鳥獣への的確な対応
- ・自然と親しめる場づくりの推進
- ③ 環境に配慮したまちづくりの推進
- ③ 市街地緑化の推進

- ・大気の実況把握
- ・工場、事業場からの大気汚染(含む悪臭)の抑制
- ・自動車排ガスの監視強化
- ・水洗化の普及促進
- ・河川や海の現況の把握
- ・水質汚濁の抑制と改善

- ・環境負荷が少ない農林水産業の促進
- ・騒音・振動公害対策の推進
- ・有害化学物質対策の推進
- ・野焼きの防止
- ・環境保全の監視・指導の強化
- ・建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進

- ③ 連携の仕組みづくり
- ③ 環境学習の充実
- ・自然体験学習の充実
- ・生涯学習ボランティアバンクの利用促進

- ③ 出前型講座の拡充
- ③ 環境情報の充実

1. わたしのエコ
プロジェクト

2. 事業所のエコ
プロジェクト

3. 交通のエコ
プロジェクト

4. 3R活動推進
プロジェクト

5. ボイ捨て防止
プロジェクト

6. 豊かな海と
川づくり
プロジェクト

7. 舞鶴の
守りたい自然
プロジェクト

1 低炭素社会の実現

家庭での取り組み

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
環境家計簿等の診断件数 (件／年度)					
0	259	103	89		200
達成度 (%)	129.5	51.5	44.5		100
住宅用太陽光発電システムの設置戸数 (基)					
310	673	842	998		1,310
達成度 (%)	51.4	64.3	76.2		100

● 日常生活のエコ



省エネ相談所

個々の家庭でのエコ活動を進めるため、まいづる環境市民会議(34ページ参照)が、赤れんがフェスタin舞鶴2013で「家庭の省エネ相談所」を開設し、来場者への無料診断を実施しました。

「家庭の省エネ相談所」は、市民の皆さんの省エネへの取り組みや、月々の光熱費(電気代、ガス代、灯油代、ガソリン代)から算出された各家庭の二酸化炭素排出量を、平均のデータと比較し、スタッフが家庭での省エネの取り組みをアドバイスする取り組みです。

また、より詳しい省エネ診断として、環境省委託事業の「うちエコ診断」の取り組みも始めています。

● 地産地消による食卓のエコ

地産地消は、生産地から食卓までの輸送距離が短い地場の生産物を食べることで、輸送に伴って発生するCO₂排出量を減らす効果があり、地域活性化や食育とともに、環境の面からも大切な取り組みです。

平成19年度から、地元産の魚やお米、季節の野菜を学校給食で使用しているほか、授業でも地元生産者さんの講義を聴く機会を設けています。また、平成24年度からは、京都府内であつた食材だけで一食分の給食を作る「まるごときょうとの日」に取り組んでいます。

● 住まいのエコ

住宅に太陽光発電システムを設置される市民の皆さんを対象に補助金を交付する制度を平成22年度に創設。平成25年度は、63件の利用がありました。

なお、太陽光パネルの設置コストの低下や固定価格買取制度などにより、補助制度による普及の段階が終わったと考えられるため、平成25年度をもって同制度を終了しました。平成25年度末において、市内の太陽光発電システム設置基数は998基、補助制度の利用件数は424件でした。

事業所での取り組み

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
大規模排出事業者の省エネ法による削減目標 (t-CO ₂ /年度)					
314,916	268,895 	293,467 	268,696 		283,626
達成度 (%)	105.5	96.6	105.6		100
市内事業者の環境マネジメントシステム導入件数 (事業所)					
12	43 	50 	49 		252
達成度 (%)	17.1	19.8	19.4		100
省エネルギー、新エネルギー技術の導入支援件数 (件/年度)					
0	3 	8 	1 		10
達成度 (%)	30	80	10		100

● 省エネに向けた取り組みの促進

市内の温室効果ガスの大規模排出事業者では、省エネルギー法や京都府地球温暖化対策条例で特定事業者の指定を受け、省エネや排出量削減の取り組みを進めています。

市役所でも、「舞鶴市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。ごみ焼却から排出される温室効果ガスが全体の4割を占めることから、市民とともにごみの減量化・リサイクルに重点を置いて取り組むとともに、電気使用量の抑制、時間外勤務の削減、冷暖房温度の設定遵守、アイドリングストップなどを進めた結果、第1期計画期間で17.5%、第2期計画期間で9.2%の削減を達成しました。引き続き平成26年度からは、第3期計画期間の取り組みを進めています。

舞鶴市役所の温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)

第1期計画(平成16～20年度の5カ年計画) 実績値 (単位: t-CO₂)

H14	H16	H17	H18	H19	H20		H20
28,048 【基準】	26,499 【1年目実績】	26,340 【2年目実績】	24,000 【3年目実績】	24,949 【4年目実績】	23,136 【最終年実績】	...	26,786 【策定時の目標】
基準年との比較	5.5%減	6.1%減	14.4%減	11.1%減	17.5%減		目標:4.5%減

第2期計画(平成21～25年度の5カ年計画) 削減目標値 (単位: t-CO₂)

H19	H21	H22	H23	H24	H25		H25
21,892 【基準】	21,400 【1年目実績】	21,753 【2年目実績】	20,675 【3年目実績】	20,128 【4年目実績】	20,306 【5年目実績】	...	21,434 【策定時の目標】
基準年との比較	2.2%減	0.6%減	5.6%減	8.1%減	9.2%減		目標:2.1%減

第3期計画(平成26～30年度の5カ年計画) 削減目標値 (単位: t-CO₂)

H24		H30
26,215 【基準】		24,668 【策定時の目標】
基準年との比較		目標:5.9%減

※ 各計画ごとに排出係数が異なっているため、実績と基準年の温室効果ガス排出量が異なります。
また、第3期計画から、指定管理施設が計画の対象に含まれています。

資料 市生活環境課

1 低炭素社会の実現

● 省エネの仕組みの活用

環境マネジメントシステムは、事業所が環境負荷の少ない事業活動に自主的に取り組むための仕組みのことです。

市内の事業所の環境マネジメントシステムを活用した環境への取り組みを支援するため、まいつる環境市民会議と協働での普及活動のほか、平成23年度からは認証を取得した事業所への補助制度を設けています。

国際規格であるISO14001のほか、KES、エコアクション21、エコステージなどが補助の対象となります。平成25年度は2件の利用がありました。

● 省エネルギー、新エネルギー技術の導入

市内の事業者の環境対策を促進するため、「中小企業地球温暖化対策特別融資（舞グリーン）」と「中小企業環境対策設備導入促進補助金（舞グリーン・プラス）」を設け、新エネルギーや省エネルギー設備、低公害車、LED設備、屋上緑化の導入等に対する融資・補助を実施しています。平成25年度末までに12件の利用がありました。

交通対策の取り組み

H17（基準年）	H23	H24	H25		H32（目標）
電気自動車（EV・PHV）の普及台数（台）					
0	13	26	45		10,000
達成度（%）	0.1 	0.3 	0.5 		100
電気自動車急速充電器の設置数（基）					
0	2	3	3		10
達成度（%）	20 	30 	30 		100

● クリーンエネルギー車の普及

温室効果ガスや排気ガスの排出削減と道路騒音の低減に有効なクリーンエネルギー車の普及促進のため、電気自動車の急速充電器を1基、市役所本庁前に設置。24時間・365日、無料で利用いただけます。会員登録等は必要ありません。

舞鶴市域にはこのほか、京都日産自動車㈱西舞鶴店（下福井）、東舞鶴店（南浜町）及び京都三菱自動車販売㈱舞鶴店（京田）、ハヤシオートサービス（鹿原）にも設置されています（平成27年3月現在）。利用条件等の詳細は、京都府のホームページ（京都府充電インフラネットワーク（急速充電器設置場所））をご覧ください。



市役所充電器

また、市の公用車に電気自動車を1台配備し、市民の皆さんからの応募作品を車体にラッピングしています。赤れんがフェスタin舞鶴2013では、「クリーンエネルギー自動車展示試乗会」を開催し、来場者にEV、PHVやガス自動車の試乗を体験していただきました。

平成25年度からは、電気自動車（EV・PHV）と、電気自動車から家庭へ電力を供給する設備の導入支援補助金を設けており、電気自動車の購入補助で16件の利用がありました。



展示試乗会

エコドライブ10のすすめ

- 1. ふんわりアクセル「eスタート」** 発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。
- 2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転** 走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。
- 3. 減速時は早めにアクセルを離そう** 信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンプレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンプレーキを活用しましょう。
- 4. エアコンの使用は適切に** 車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。たとえば、車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。
- 5. ムダなアイドリングはやめよう** 待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドリングはやめましょう（※1）。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です（※2）。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。
※1：交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。（自動アイドリングストップ機能搭載車は問題ありません。）
 - ・手動アイドリングストップ中に何度かブレーキを踏むとブレーキの効きが悪くなります。
 - ・慣れないと誤動作や発進遅れが生じます。またバッテリーなどの部品寿命の低下によりエンジンが再始動しない場合があります。
 - ・エアバッグなどの安全装置や方向指示器などが作動しないため、先頭車両付近や坂道での手動アイドリングストップは避けましょう。※2：-20℃程度の極寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。
- 6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう** 出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。
- 7. タイヤの空気圧から始める点検・整備** タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します（適正値より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合）。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。
- 8. 不要な荷物はおろそう** 運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。
- 9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう** 迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。
- 10. 自分の燃費を把握しよう** 自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果を実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

2 循環型社会の確立

ごみの減量

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
市民一人あたりのごみ排出量 (g/人・日)					
982	874.1 	883.8 	888.9 		845
達成度 (%)	96.7 	95.6 	95.1 		100
マイバッグの使用率 (%)					
10.6	30.6 	28.7 	29.1 		50
達成度 (%)	61.2 	57.4 	58.2 		100
フリーマーケットの来場者数 (人/年度)					
370	710 	599 	740 		1,500
達成度 (%)	47.3 	39.9 	49.3 		100

● ごみの発生抑制 (リデュース) の推進

《可燃ごみ「有料化」の実施》

ごみの減量や分別等の資源化を進めるため、平成17年10月から可燃ごみの「有料化」を実施しています。ごみ処理費用の一部が上乗せされた、市が指定する袋 (指定袋) を使ってごみを排出することで、ごみの排出量に応じた負担の公平化を図る「受益者負担」の考え方を採用しています。

平成25年度の可燃ごみの排出量は、24,249.8トン (11 ページ参照) となっており、有料化実施前の平成16年の33,224.3トンと比べて27.0%のごみ減量が図られています。

「指定ごみ袋」の料金

家庭用		事業用	
10リットル	8円 (10枚セット80円)	45リットル	40円 (10枚セット400円)
20リットル	17円 (10枚セット170円)	70リットル	62円 (10枚セット620円)
30リットル	26円 (10枚セット260円)	90リットル	79円 (10枚セット790円)
45リットル	40円 (10枚セット400円)		
90リットル	79円 (5枚セット395円)		

指定ごみ袋の売上 (可燃ごみ処分手数料)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
手数料 (円)	142,738,735	180,515,335	181,324,420	178,829,755	175,623,310
年度	H22	H23	H24	H25	H26
手数料 (円)	172,471,650	169,095,330	171,492,275	179,483,145	

《ごみ減量化啓発ちらし「舞鶴市ごみNEWS」の発行》

一年間のごみ排出量や、指定ごみ袋の収入（可燃ごみ処分手数料）の使い道、ごみを減らす方法などを記載した啓発ちらし「舞鶴市ごみNEWS」を発行しました。

新聞折り込みや市役所の窓口で配布するとともに、その他の啓発の機会にも利用して、ごみの減量の呼びかけを行っています。

● 再使用（リユース）の推進

《再生品の展示・提供（随時）＝リサイクルプラザ》

粗大ごみの中でまだ使える家具等を再生し、2カ月ごとに展示して希望者に抽選で有償提供しています。毎回約100点を展示・提供。

- ・ 展示期間 偶数月（2・4・6・8・10・12月）の1カ月間
- ・ 申し込み期間 展示している月の平日（8時30分から16時30分）
／ 第三日曜日（13時から16時30分）

《子ども服の展示・提供（随時）＝リサイクルプラザ》

子ども服の展示・提供のブースを設置しています。

子どもの成長等で不要となった子ども服を市民の皆さんから提供いただき、必要としている方に無償でお譲りしています。常時、100点を展示。

《「ゆずります、もらいます」コーナーの開設（随時）＝リサイクルプラザ》

家庭で不要になった家具や電化製品などを掲示板に張り出し、ほしい人に提供する「ゆずります、もらいます」のコーナーを設置しています。

備え付けの掲示用カードに品物等を記入し、3カ月間掲示し、掲示板を見たゆずりたい人と、もらいたい人が直接やり取りしています。

《フリーマーケットの開催（不定期）＝リサイクルプラザ》

家庭で不要になった衣類、雑貨、日用品などをごみとして捨てるのではなく、安価で売買する機会としてフリーマーケットを開催しています。

例年、年2回開催し、毎回約25店の出店があります。平成25年度は6月、11月に開催しました。



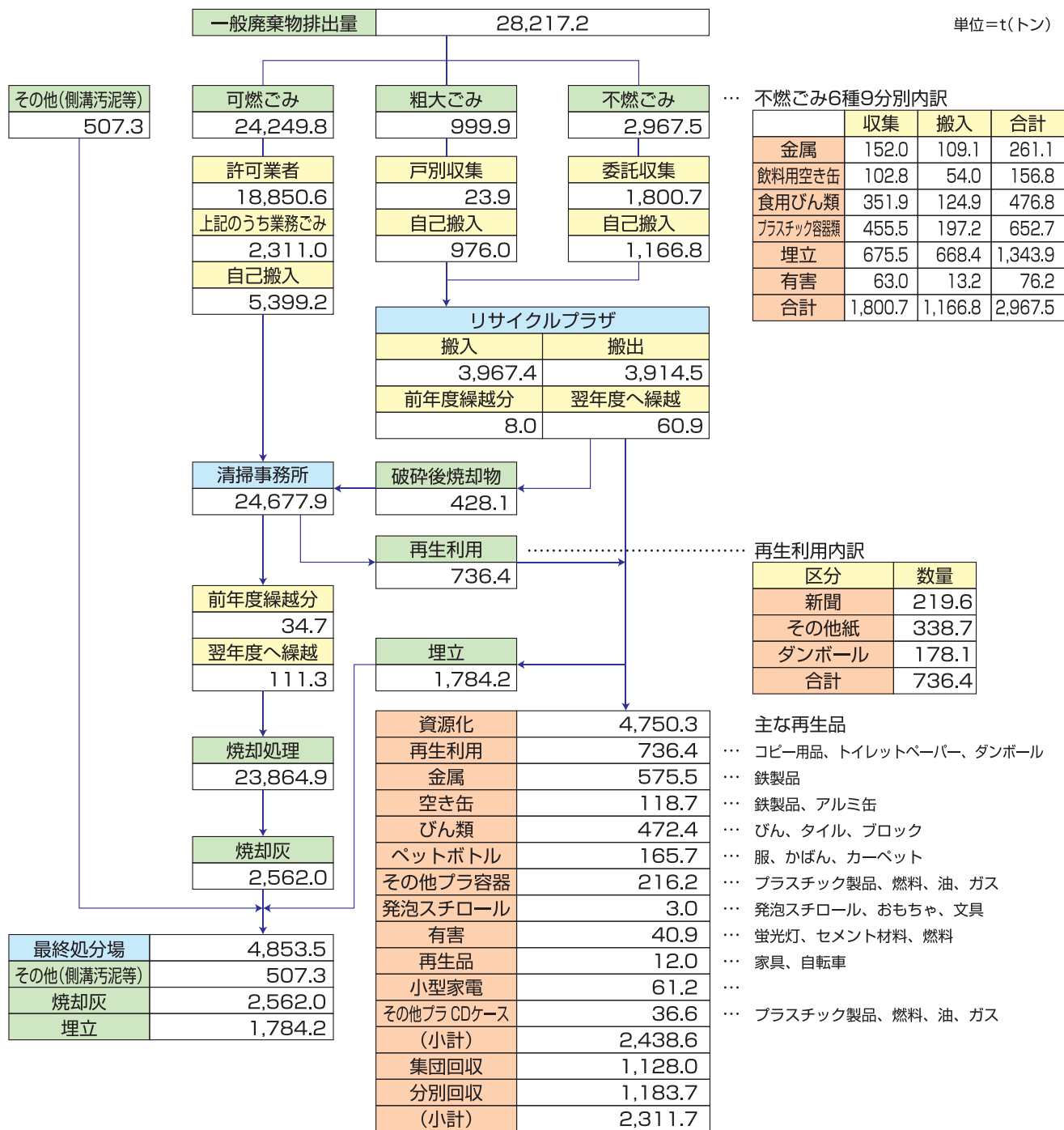
フリーマーケット

《リサイクル教室の開催（不定期）＝リサイクルプラザ》

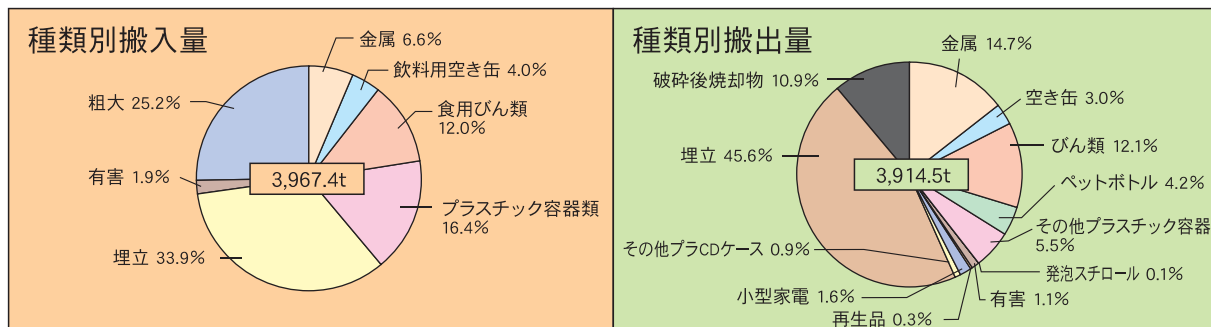
粗大ごみとして持ち込まれた家具等の木製品を材料にした再生工作教室を開催しています。平成25年度は6月、8月、12月の3回実施しました。

2 循環型社会の確立

平成25年度 一般廃棄物（ごみ）の搬出入区分図



リサイクルプラザ



ごみ排出量の推移

区 分	単位	H17	H18	H19※6	H20	H21	H22	H23※6	H24	H25
可燃ごみ (事業系含む)	収 集	24,574.3	21,272.3	20,958.2	20,587.2	20,223.8	19,382.8	19,509.2	19,137.8	18,850.6
	自己搬入	4,629.1	4,395.1	5,025.6	5,349.0	5,495.8	5,324.1	5,254.5	5,172.3	5,399.2
	計	29,203.4	25,667.4	25,983.8	25,936.2	25,719.6	24,706.9	24,763.7	24,310.1	24,249.8
不燃ごみ	収 集	2,512.2	2,438.7	2,324.9	2,190.1	2,074.8	2,093.4	1,936.6	1,909.3	1,800.7
	自己搬入	789.1	832.6	921.1	922.5	939.9	966.0	944.4	1,128.9	1,166.8
	計	3,301.3	3,271.3	3,246.0	3,112.6	3,014.7	3,059.4	2,881.0	3,038.2	2,967.5
粗大ごみ	収 集	28.5	25.8	21.8	21.7	19.1	18.3	16.9	17.7	23.9
	自己搬入	851.6	975.3	672.0	649.8	645.9	702.9	768.5	992.3	976.0
	計	880.1	1,001.1	693.8	671.5	665.0	721.2	785.4	1,010.0	999.9
ごみ排出量 合 計	収 集	27,115.0	23,736.8	23,304.9	22,799.0	22,317.7	21,494.5	21,462.7	21,064.8	20,675.2
	自己搬入	6,269.8	6,203.0	6,618.7	6,921.3	7,081.6	6,993.0	6,967.4	7,293.5	7,542.0
	計	33,384.8	29,939.8	29,923.6	29,720.3	29,399.3	28,487.5	28,430.1	28,358.3	28,217.2
人 口※1	人	93,192	92,529	91,831	91,498	90,695	89,899	88,869	87,909	86,967
世 帯 数※1	世帯	39,853	39,943	40,136	40,479	40,531	40,500	40,262	40,148	40,270
1人1日 当たりの 排 出 量	可燃ごみ	858.5	760.0	773.1	776.6	776.9	753.0	761.3	757.6	763.9
	不燃ごみ	97.1	96.9	96.6	93.2	91.1	93.2	88.6	94.7	93.5
	粗大ごみ	25.9	29.6	20.6	20.1	20.1	22.0	24.1	31.5	31.5
	計	981.5	886.5	890.3	889.9	888.1	868.2	874.1	883.8	888.9
1日当たり排出量		91.5	82.0	81.8	81.4	80.5	78.0	77.7	77.7	77.3
中間処理に係る資源化量※2		2,965.5	3,054.7	2,982.8	2,847.3	2,711.6	2,645.9	2,436.4	2,511.0	2,438.6
集団回収量※3		1,023.4	1,284.4	1,362.0	1,551.2	1,416.6	1,360.2	1,167.5	1,152.7	1,128.0
分別回収量※4		1,082.3	2,105.3	1,983.4	1,797.6	1,598.6	1,489.0	1,404.8	1,286.1	1,183.7
リサイクル率※5	%	14.3	19.3	19.0	18.7	17.7	17.5	16.2	16.1	15.6

※1 人口・世帯数は各年度末人口・世帯数(外国人含む)。

資料 市生活環境課

※2 資源化量には集団回収分は含まない。

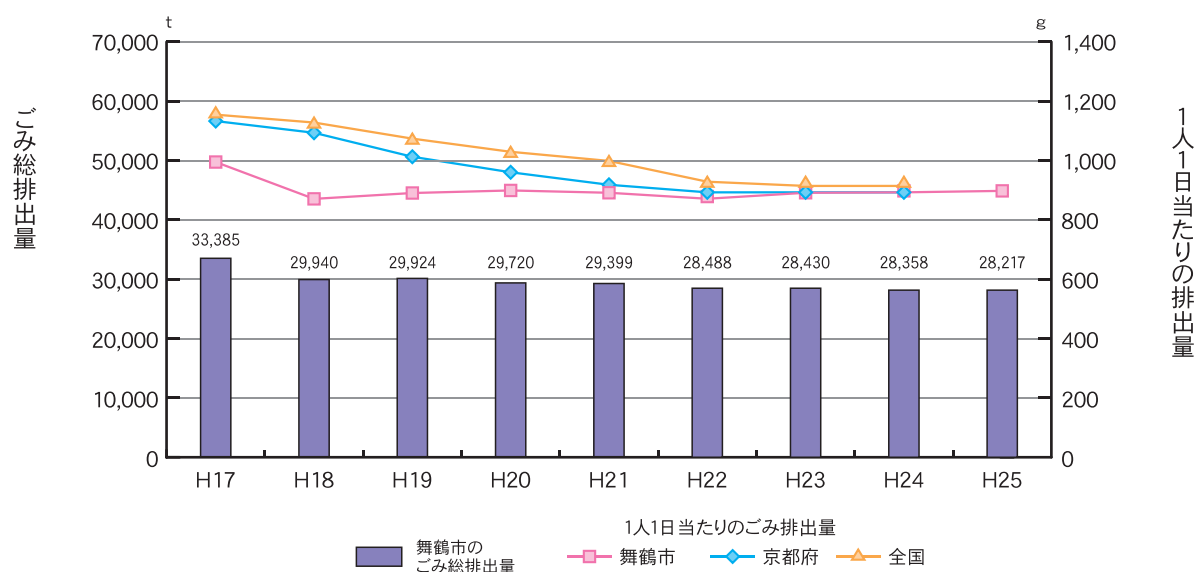
※3 集団回収は古紙類、繊維類、アルミ類。

※4 分別回収は古紙で平成17年9月から実施。

※5 リサイクル率=(中間処理に係る資源化量+集団回収量+分別回収量)/(ごみ排出量+集団回収量+分別回収量)

※6 閏年(平成19年度、平成23年度)は、1年を366日として計算。

1人1日当たりの排出量の推移



資料 市生活環境課

2 循環型社会の確立

リサイクルの推進

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
リサイクル率 (%)					
14.3	16.2 	16.1 	15.6 		25
達成度 (%)	64.8 	64.4 	62.4 		100
紙類資源化量 (t-年度)					
2,958	3,373 	3,165 	2,988 		5,000
達成度 (%)	67.5 	63.3 	59.8 		100
マイ・リサイクル店の認定店舗数 (店)					
22	25 	25 	24 		35
達成度 (%)	71.4 	71.4 	68.6 		100

● ごみ分別の徹底

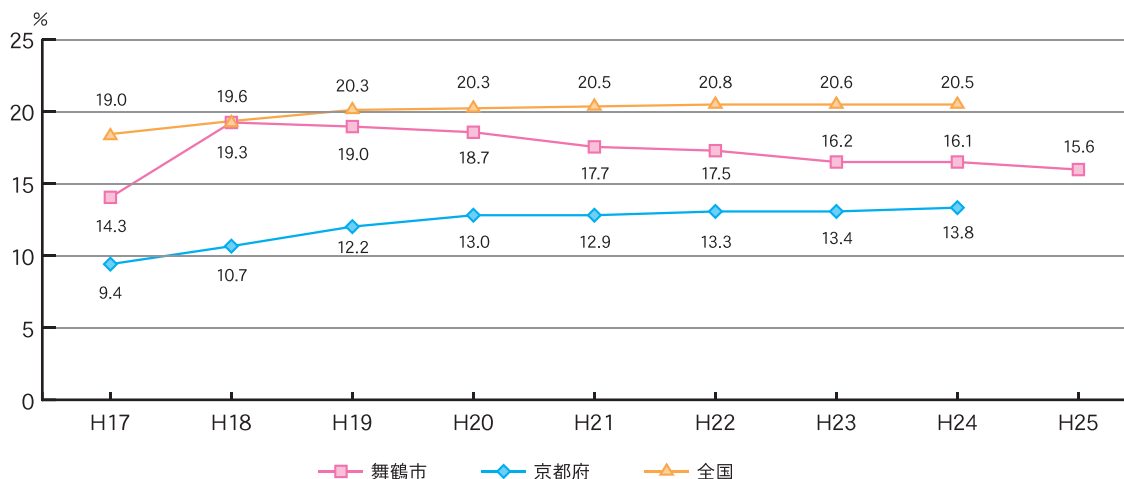
《不燃ごみ「6種9分別」の実施》

平成10年5月、3分別で収集していた不燃ごみを、リサイクルプラザの稼働に合わせて、6種9分別に細分化する収集を開始しました。

以来、各自治会から集積所に分別指導員を配置いただき、市民一体となって、分別の徹底を行っています。

平成25年度のごみ排出量全体のリサイクル率は、15.6%でした。

リサイクル率の推移



資料 市生活環境課

《「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」の発行》

平成10年の不燃ごみ6種9分別収集開始に合わせ、毎年一回、不燃ごみの収集日程や分別方法を案内する「ごみ収集カレンダー」の発行を始めました。

平成24年度からは、可燃ごみ、不燃ごみ両方の分別や排出方法、ごみ処理に関連する制度を紹介するページを拡充するなどして、「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」として発行しています。



「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」を見れば、ごみの分け方や出し方が、よく分かるよ。一度読んでみて、ごみの減量とリサイクルに協力してね！

● 紙ごみリサイクルの推進

《古紙分別収集の実施》

平成17年10月の可燃ごみ有料化と同時に、これまで可燃ごみとして排出されていた古紙の分別収集を開始しました。月一回の不燃ごみの収集にあわせて、古紙を3分別（段ボール、新聞、その他の紙）で回収しています。

平成25年度の回収量は、清掃事務所への直接搬入分とあわせて1,920トンでした。

《古紙等資源回収報奨金》

ごみの再利用を促進し、その減量化を図るため、資源として再利用できる古紙などの集団回収活動を自主的に行う自治会や子供会などの団体に対して、1キロあたり3円（廃食油は1リットルあたり5円）の報奨金を交付しています。

平成25年度では、70団体で1,128トン（廃食油は2,497リットル）が回収・再利用されました。

● マイ・リサイクル店の拡充

《マイ・リサイクル店認定制度》

ごみの発生抑制や再生利用の促進に積極的な小売店を「マイ・リサイクル店」として認定し、広報することで、ごみの減量化を図ろうとする制度です。現在、24店を認定しており「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」等により店舗の取り組み等を紹介しています。

● 生ごみ堆肥化の促進

《生ごみ処理機購入費補助金》

家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を図るため、生ごみ処理機の購入者に、購入価格の2分の1（限度額2万円）の補助金を交付しています。

平成25年度は、18台の処理機の購入に補助金を交付しました。

2 循環型社会の確立

《生ごみ堆肥化容器購入費補助金》

家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器、EMぼかし容器）を購入する人に対して、購入価格の2分の1（限度額4千円）の補助金を交付しています。

平成25年度は、26基の容器の購入に補助金を交付しました。

● 廃食用油（使用済みてんぷら油）の有効活用

《古紙等資源回収報奨金（再掲）》

廃食用油の集団回収活動を自主的に行う団体に対して報奨金を交付しています。

平成25年度では、2,497リットルの廃食用油が回収・再利用されました。

ごみの適正処理

H17（基準年）	H23	H24	H25		H32（目標）
環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）の参加者数（人）					
674	781	782	706		1,000
達成度（%）	78.1	78.2	70.6		100
パトロールによる不法投棄の発見数（件／年度）					
187	234	301	218		130
達成度（%）	55.6	43.2	59.6		100

● 環境美化活動の拡充

《環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）》



アダプト・プログラムまいづる

環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民との協働で環境美化活動を行うために、市民が道路等の公共施設の里親となってボランティア活動を実施する「環境美化里親制度」を平成13年度に創設しました。

里親である市民の役割を、散乱ごみの回収とごみの散乱状況の情報提供とし、市は里親の活動に必要な清掃用具の支給・貸与、ごみの回収など行うことで、その活動を支援しています。

平成25年度で、27団体5家族5個人が市内の14カ所で里親活動を実施しています。

《地域美化活動の支援》

自治会や老人会、ボランティア団体が実施する美化活動に、回収用のごみ袋の支給や収集されたごみの回収を行うなどの支援を行っています。

平成25年度は延べ314団体に支援を行いました。

● 海の美化保全

《環境美化区域の指定》

市民、事業者と一体となって、ごみの散乱等の防止に努めるとともに、地域の環境美化を促進し良好な都市環境を保全するため、昭和59年に「環境美化条例」を制定しました。

この条例に基づき、例年、海岸線の10地区を環境美化区域に指定。啓発看板の設置やごみの回収、広報パトロールを地域と一体となって実施しています。

《舞鶴の川と海を美しくする会の活動支援》

市内28地区の会と57の事業所（H26.4月時点）などで構成される「舞鶴の川と海を美しくする会」が、毎年6月と10月を美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市的規模で河川や海岸などの清掃を実施しています。

平成25年度は延べ20,300人の参加がありました。市は清掃時の資材提供、清掃後のゴミ回収などの支援を行っています。



白糸中学校生徒による川の清掃

《まいづるクリーンキャンペーンの活動支援》



クリーンキャンペーン（東舞鶴）

「わたしたちのまちを、わたしたちの手で」を合言葉に、平成8年度から7月に全市一斉清掃日を設け清掃活動を実施しています。

平成9年度からは、「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が主催者として実施し、市はゴミ袋の支給や清掃後のゴミ回収などの支援を行っています。

平成25年度は153組9,489人の参加申し込みがあり、一斉清掃当日には約28トンの散乱ごみが回収されました。

● 不法投棄の撲滅

《不法投棄防止パトロールの実施》

不法投棄を監視するため、市内を6コースに分けて昼間と夜間にパトロールを実施しています。

パトロール中にごみの投棄に遭遇した場合は、直ちに警察へ通報するとともに、証拠の保全を行うこととしています。

平成25年度は、昼間467回、夜間155回、計622回の巡回を行いました。

《監視カメラの設置》

不法投棄されやすい市内の数カ所に監視カメラを設置して、不法投棄を未然に防止するとともに、ごみの投棄の様子が撮影された場合は直ちに警察に告発することとしています。

3 自然との共生社会の確立

里山・里地・里海の保全と活用

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
間伐実施面積 (ha)					
0	164.95	131.90	187.21		1,300
達成度 (%)	12.7 	10.1 	14.4 		100
遊休農地面積 (ha)					
181	193 	247 	202 		181
達成度 (%)	93.8 	73.3 	89.6 		100
藻場保全活動面積 (ha)					
0	3.6 	3.6 	3.6 		6.5
達成度 (%)	55.4 	55.4 	55.4 		100
ふるさとボランティア活動参加者数 (人／年度)					
29	9	63 	88 		100
達成度 (%)	9 	63 	88 		100

● 里山の保全と活用



手入れ困難な山の間伐を代行。間伐材は薪加工して配布

木材需要の減少や林業者の高齢化・後継者不足、放置竹林の拡大などに対応し、森林の多面的機能向上により里山を保全するため、間伐材を搬出利用した森林所有者などを支援しています。

平成25年度に搬出利用された間伐材は、3,261 m³でした。また、平成24年度からは、持ち主自身で手入れすることが困難な里山を整備し、伐採した広葉樹を薪加工し一般市民に有償で配布するという取り組みを開始。この取り組みにより、木質燃料の拡大や山の手入れの促進が期待されます。

そのほか、「特定非営利活動法人山悠遊 森林サポートまいつる」では、森林ボランティアの一環として年に2～3回、山の手入れの仕方を教える間伐講習会を開催。平成25年度は計10人の参加がありました。

● 里地の保全と活用

過疎や高齢化による耕作放棄地などの遊休農地の増加に歯止めをかけ、市民の手で里地を保全するため、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払制度により支援を行っています。

平成25年度は、754ヘクタール(ha)を対象に耕作や草刈り等による農地の維持管理、用排水路の改修や農道の整備等による農業設備の維持管理、子供に対する農業学習等を通じた普及啓発活動などが行われました。

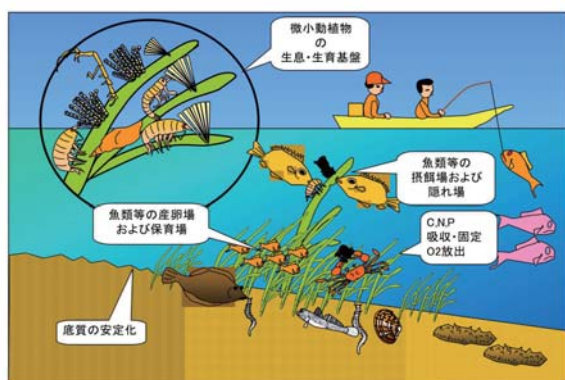
また、耕作放棄地を減らす取り組みとして、耕作放棄地再生利用交付金を交付しており、平成25年度には61アール(a)が復旧されました。



地元農業者による農業学習

● 里海の保全と活用

藻場イメージ



出典：水産庁(アマモ場の自然再生ガイドライン)

市と舞鶴市藻場保全活動グループ(京都府漁業協同組合)では、平成21年からの5カ年計画で、田井・小橋・三浜・舞鶴湾口の計4カ所において藻場保全活動を行っています。

藻場は、海を汚す栄養分や地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するだけでなく、海の生き物の住処や餌場になり、また外敵から身を守る役目を担うため生育場所や産卵場所としても機能するものです。

これまでに、主に母藻の設置やウニの除去を行っており、平成25年度はモニタリングなどの活動に取り組みました。

● グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進

京都府では、ふるさと保全活動の一環として、ふるさとボランティア活動を推進しており、農地の草刈りや雑竹木伐採・搬出など農村の体験を通して、都市と農村の交流活動を支援しています。

平成25年度は舞鶴市内で計6回開催され、88人の参加がありました。

また、市とまいづる野原漁村交流推進協議会では、都市部で生活する子供たちに漁村での生活を体験してもらうため、大浦半島において漁村体験型教育旅行の受け入れを行っています。平成25年度は2件の受け入れがあり、参加者は干物の作り方などを体験しました。



ふるさとボランティア参加者が草刈り

野生生物との共生

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
京都府レッドリスト選定種数(野生生物・絶滅寸前種・絶滅危惧種・準絶滅危惧種)(種)					
167	167	167	167		167
達成度 (%)	100	100	100		100
天然記念物の指定件数 (件)					
10	12	12	12		15
達成度 (%)	80	80	80		100
有害鳥獣による農作物の被害面積 (a)					
2,853	1,959	1,550	2,004		1,100
達成度 (%)	56.2	71	54.9		100

● 野生動植物の把握と保護

まいづる環境市民会議では、平成24年10月から舞鶴に生息している動植物や特色ある景観などの情報を「地域の宝物」として募集し、市のホームページに掲載しています。平成26年3月末時点で352件の投稿があり、ホームページには6,613件のアクセスがありました。

平成26年度には、投稿された情報を含む舞鶴の豊かな自然・動植物を紹介するフィールドワーク向けの環境啓発冊子を作成。

このような活動を通じ、本市の恵まれた自然環境や多様な動植物を守ることに努めています。

● 外来生物の把握と駆除

アライグマを有害鳥獣及び特定外来生物として捕獲・駆除しています。二重に対応することでいっそうの駆除に努めています。平成25年度は44頭を捕獲しました。



アライグマ

● 有害鳥獣への的確な対応

市では、有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、檻や電気柵の設置など捕獲と防除を主に対策しています。平成25年度の有害鳥獣捕獲実績は、動物1,238頭・鳥類134頭、被害面積は2,004アール(a)で昨年より454アール増加しました。

平成25年台風18号

約1,000トンの災害ごみを処理

平成25年9月15日～16日にかけて舞鶴を通過した台風18号により、市内では大きな被害が発生しました。

建物被害は住家・非住家合わせて1,000件以上（うち約9割が西・加佐地区）に及び、特に加佐地区においては、最高水位7.61メートル（大川橋）を記録した由良川やその支流の氾濫により、大量の漂着ごみも発生しました。



岡田上小に集められた災害ごみ

ごみの量は、全体で約1,046トン（※）。木くずや畳などの可燃系ごみが328トン、廃プラスチックなどの不燃系ごみが617トン、家電4品目・金属などの資源ごみが101トンでした。（内訳は下表のとおり）

■台風18号で発生した災害ごみの内訳

稲わら・木くず等	88トン	金属類	55トン
畳	60トン	家電4品目	26トン
その他の可燃物	180トン	家具	10トン
廃プラスチック	469トン	タイヤほか	10トン
がれき等	148トン	合計	1,046トン

（※）事業所等で発生したごみは含んでいません。



災害ごみの分別作業

災害ごみは、台風が通過した17日から収集を開始。地域の集積場所に排出されたごみを、市内4社の廃棄物収集運搬業者の協力で旧岡田上小学校（地頭）、旧由良川中学校（中山）、京都府港湾用地（喜多）の3カ所に開設した1次仮置場に運搬しました。

その後、分別して最終処分するため、白屋地区の国有地に2次仮置場を整備。京都府と災害時応援協定を結んでいる（公社）京都府産業廃棄物協会の協力で分別し、焼却・埋め立て・リサイクルなどの最終処分を行いました。

また、大雨や河川の氾濫で浸水被害を受けた便槽について、災害時無償応援協定を結んでいる市内3社の収集運搬業者の協力による収集を行いました。収集件数は、市全体で549件でした。

4 良好な生活環境の確保

大気環境の保全

H17 (基準年)	H23	H24	H25	H32 (目標)
大気中の二酸化窒素 (No2) 濃度 (ppm)				
0.007 ~ 0.027	0.005 ~ 0.022	0.011 ~ 0.039	0.011 ~ 0.039	環境基準値 0.06以下
達成度 (%)	100	100	100	100

● 大気の現況把握

京都府及び関西電力(株)が大気汚染状況を常時監視しています。

測定地点	京都府測定局 … 浜 (新舞鶴小学校) に設置 関西電力(株)測定局 … 三浜、岡安、和田、七日市、上東に設置
------	--

● 工場、事業場からの大気汚染 (含む悪臭) の抑制

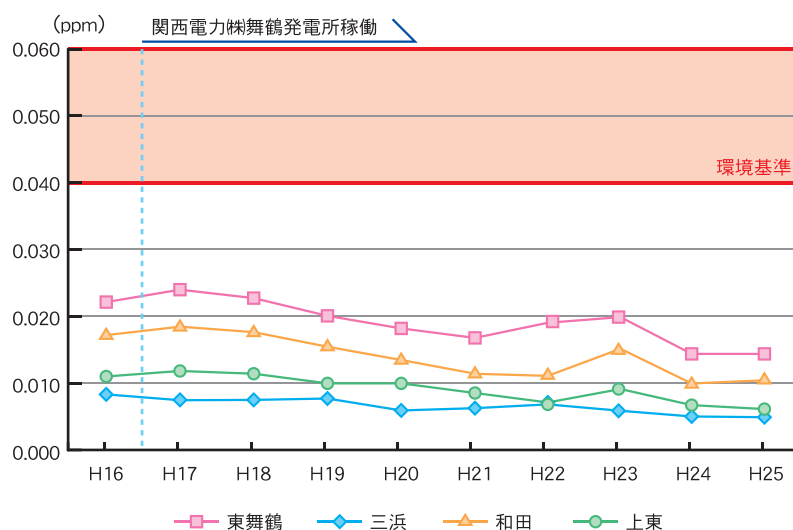
市と主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 自動車排ガスの監視強化

交通量の多い道路27カ所で年1回、二酸化窒素の簡易測定を実施し、自動車排ガスによる影響を監視しています。

二酸化窒素 (NO₂) の測定結果

二酸化窒素は、工場やボイラー、自動車のエンジン、家庭用のコンロやストーブなどでの燃料の燃焼に伴い発生します。平成16年度～25年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



二酸化窒素
環境基準
1時間値の1日平均値が 0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
年間の環境基準評価方法
年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

二酸化窒素の測定結果（市測定分）

単位：ppm

道 路 名	測 定 地 点	H25
国 道	27号	舞鶴市字真倉地内
	27号	舞鶴市字十倉地内
	27号	舞鶴市字北田辺地内
	27号	舞鶴市字上安地内
	27号	舞鶴市字北吸地内
	27号	舞鶴市字浜地内
	27号	舞鶴市田中町地内
	27号	舞鶴市字小倉地内
	175号	舞鶴市字上福井地内
	175号	舞鶴市字寺内地内
主 要 地 方 道	177号	舞鶴市字魚屋地内
	東舞鶴・停車場線	舞鶴市字浜地内
	舞鶴和知線	舞鶴市字行永地内
	舞鶴和知線	舞鶴市字行永地内
	志高西舞鶴線	舞鶴市字公文名地内
	舞鶴綾部福知山線	舞鶴市字七日市地内
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字森地内
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字福来地内
	小倉西舞鶴線	舞鶴市清美が丘地内
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字行永地内
府 道	舞鶴野原港高浜線	舞鶴市字大波下地内
	物部西舞鶴線	舞鶴市字上福井地内
	由良・金ヶ岬・上福井線	舞鶴市字喜多地内
	余部下舞鶴港線	舞鶴市字長浜地内
	老富・舞鶴線	舞鶴市字常地内
	西舞鶴停車場線	舞鶴市字引土地内
	高浜・舞鶴線	舞鶴市字安岡地内

平成21年度から年1回、カプセル簡易測定法(※)により測定。

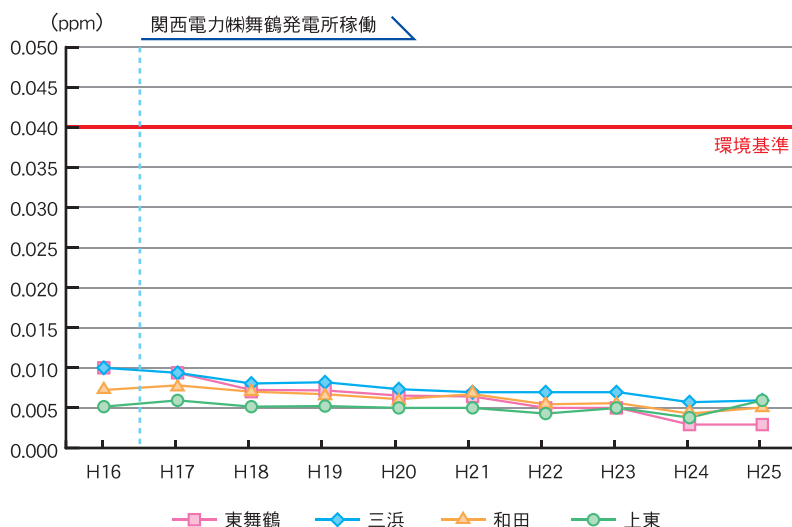
27カ所すべてにおいて環境基準を達成しています。

※カプセル簡易測定法…空気の捕集管としてのフタ付プラスチック容器などに、吸収剤をしみこませたろ紙を入れ測定場所に設置。24時間経過後にカプセルを取り外し、発光液(ガルツマン液)を加えて発色させ、その色の濃さを比色計で測定して濃度を計算します。

年間の環境基準達成
年間の環境基準未達成

二酸化硫黄(SO₂)の測定結果

二酸化硫黄は、石油や石炭などの化石燃料の燃焼に伴い発生する気体です。無色で刺激臭があります。平成16年度～25年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



二酸化硫黄

環 境 基 準

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

年間の環境基準評価方法

年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準(0.04ppm)以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

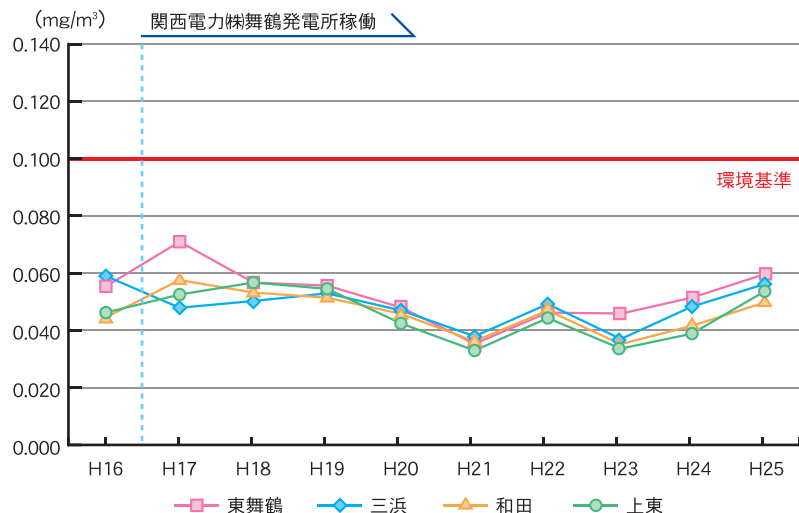
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年間の環境基準達成
年間の環境基準未達成

4 良好な生活環境の確保

浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

浮遊粒子状物質は、工場などのばいじんやディーゼルエンジンの排気ガスなどから発生するもので、その粒径が $10\mu\text{m}$ （※1）以下のものをいいます。非常に小さいため大気中に長時間とどまります。平成16年度～25年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

浮遊粒子状物質

環境基準

1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ （※2）以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

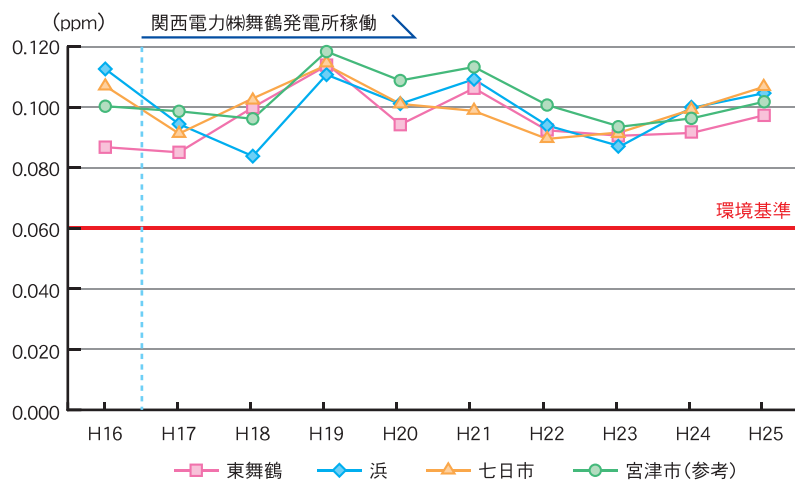
年間の環境基準評価方法

年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準（ $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ ）以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

- ※1 μm :長さの単位。マイクロメートル。
 $1\mu\text{m}=100\text{万分の1メートル}$
 ※2 mg/m^3 :大気1立方メートル中の量。
 mg は重さの単位。
 $1\text{mg}=1,000\text{分の1グラム}$

- 年間の環境基準達成
 ■ 年間の環境基準未達成

光化学オキシダントの測定結果



光化学オキシダント

環境基準

1時間値が 0.06ppm 以下であること。

環境基準評価方法

6時から20時までの昼間時間帯の1時間値が 0.06ppm 以下であること。

【環境基準を超えた日数と時間数】

項目	年度	H16	H17	H18	H19	H20
東舞鶴	日数	36	52	49	73	65
	時間数	161	270	196	379	346
浜	日数	94	96	46	90	88
	時間数	514	458	208	436	493
七日市	日数	95	80	80	83	81
	時間数	519	447	396	421	439
宮津市(参考)	日数	62	81	89	123	128
	時間数	350	460	491	829	916

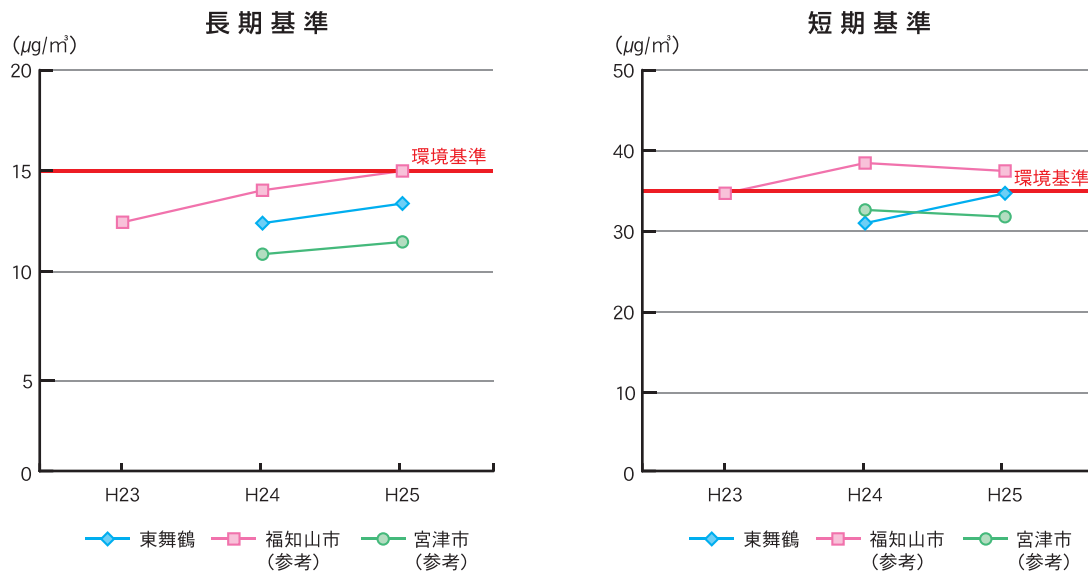
項目	年度	H21	H22	H23	H24	H25
東舞鶴	日数	74	78	43	59	56
	時間数	423	371	229	286	280
浜	日数	71	80	58	93	78
	時間数	435	413	263	456	452
七日市	日数	62	65	59	74	73
	時間数	365	316	311	380	410
宮津市(参考)	日数	92	91	58	69	86
	時間数	645	620	306	401	508

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こすことで発生します。濃度が高くなり、白くモヤがかかったような状態が光化学スモッグです。平成16～25年度の10年間、一度も環境基準を達成していません。また、京都府測定分において環境基準を超えた日数が近年増加傾向にあります。これは府下全域の傾向です。環境基準超過日数が増加している理由は不明ですが、国内では原因物質の排出量が規制により減少傾向であること、もともと原因物質が少ない地方でも濃度が高くなっていることなどから、外国からの飛来が原因の一つではないかといわれています。

PM2.5の測定結果

PM2.5は、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことです。浮遊粒子状物質よりも小さな粒子であるPM2.5は、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系の影響に加えて循環器系への影響も心配されます。

舞鶴市内では平成24年度から測定を行っており、長期基準（年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）では環境基準を達成していますが、短期基準（日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）では、平成25年度に測定値が環境基準を超過した日数が8日ありました。



PM2.5

環境基準

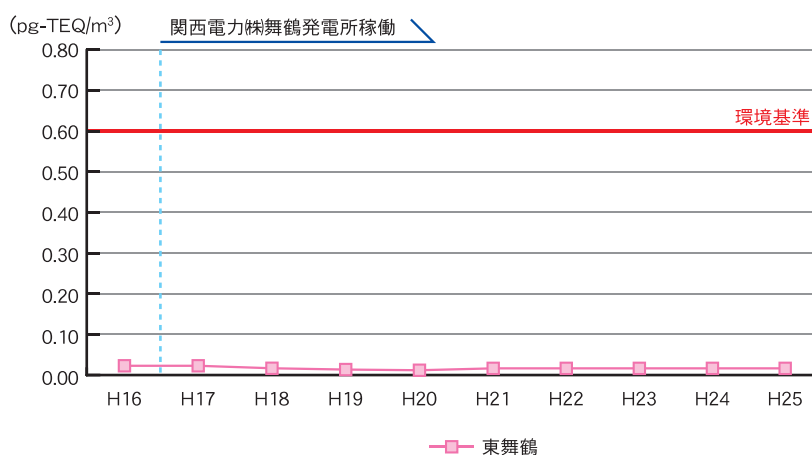
1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準評価方法

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること、かつ、年間を通じて測定した1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、ものが燃える過程などで発生します。非常に毒性が強く、分解しにくい性質を持っているのが特徴です。ダイオキシン類の大気調査は、平成12年度から京都府が東舞鶴測定局（浜）で実施しており、毎年環境基準を達成しています。



ダイオキシン類

環境基準

年間平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ (※)以下であること。

※ pg-TEQ/ m^3 : 大気1立方メートル中の量。
pgは重さの単位。1pg=1兆分の1グラム。
TEQは、複数種類あるダイオキシン類を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(TCDD)の毒性に換算した値(毒性等量)ということを示します。

4 良好な生活環境の確保

水環境の保全

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
舞鶴湾の化学的酸素要求量 (COD) 値 (mg / ℓ)					
2.3 ~ 2.9	2.7 ~ 3.3	2.5 ~ 3.1	2.4 ~ 3.2		環境基準値 2以下
達成度 (%)	0 	0 	0 		100
由良川、伊佐津川、河辺川の生物化学的酸素要求量 (BOD) 値 (mg / ℓ)					
0.6 ~ 1.7	0.6 ~ 0.9	0.8 ~ 1.7	0.5 ~ 1.1		環境基準値 2以下
達成度 (%)	100 	100 	100 		100
水洗化普及率 (%)					
70.2	90.9	92.5	93.5		98
達成度 (%)	92.8 	94.4 	95.4 		100
水洗化率 (%)					
58	86.4	87.3	87.6		92
達成度 (%)	93.9 	94.9 	95.2 		100

● 河川や海の現況の把握

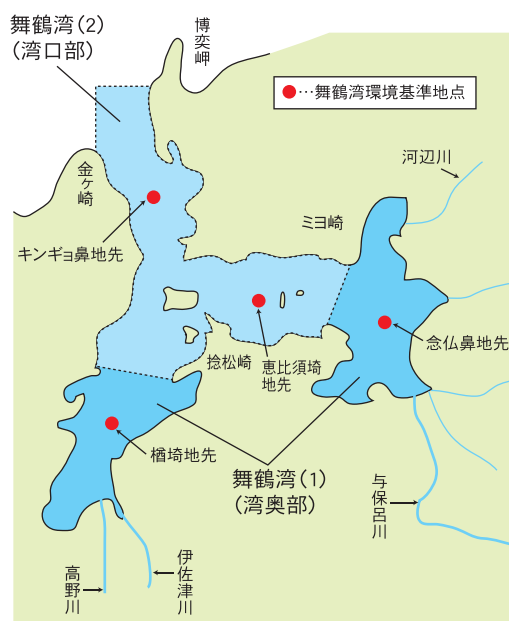
海域（舞鶴湾）では、京都府が4地点で水質を測定しています。また、河川については、市が26地点で、京都府と国土交通省が5地点で測定を行っています。

《舞鶴湾の状況》

海域の環境基準は、舞鶴湾の湾奥部2カ所と湾口部2カ所に設定されており、京都府が年6回水質を測定しています。



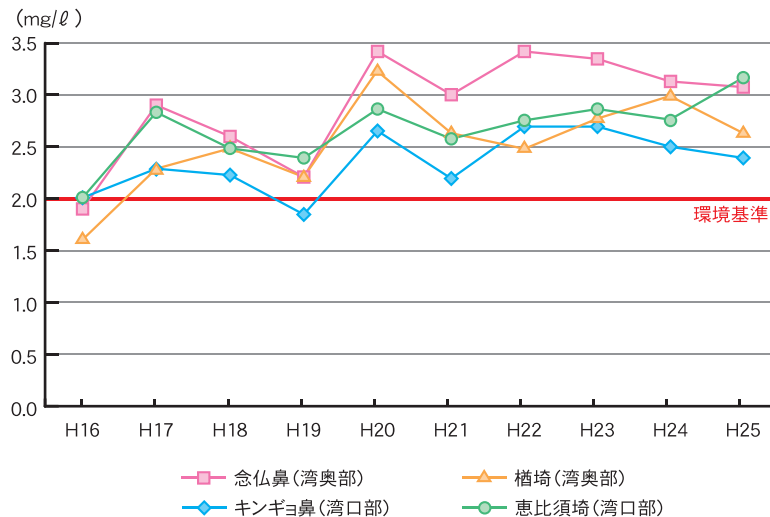
五老岳からの舞鶴湾



舞鶴湾・COD測定結果

水中の有機物質などが、酸化剤で酸化されるときに消費される酸素量のことを化学的酸素要求量（COD）といいます。この数値が大きいほど海の水が汚れていることになります。

平成16年度～25年度の10年間は、平成16年度を除き環境基準が未達成となっています。



COD指定類型 A(※)

環境基準

1日平均値が2.0mg/ℓ以下であること。

年間の環境基準評価方法

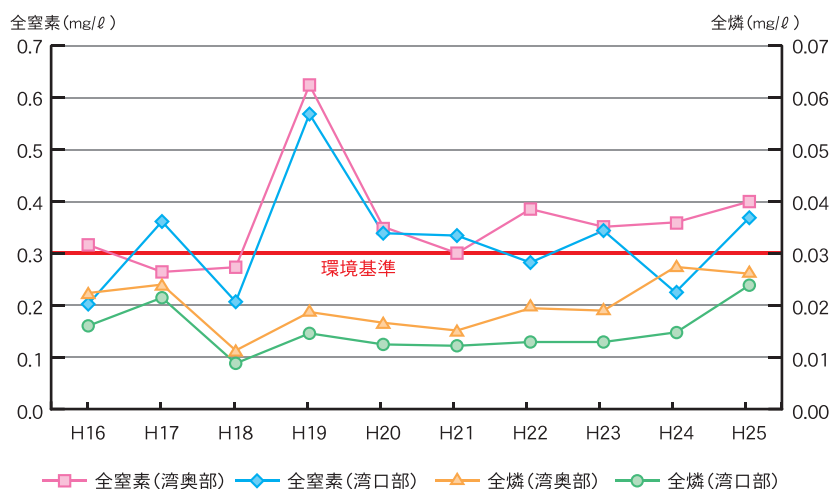
環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが基準以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。本市の場合、2カ所の環境基準地点とともに基準を満たした場合に達成したことになります。

※ 指定類型A: CODに係る海域の類型はABCの3種類あり、Aの場合は、自然採撈などの環境が保全され、マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物が生育できる水質です。

舞鶴湾・全窒素全磷測定結果

全窒素・全磷とは、水中の窒素化合物・磷化合物に含まれる窒素、磷の総量のことです。その値が大きくなると、湾内に富栄養化をもたらし、水生生物に悪い影響を与えます。

平成16年度～25年度の10年間の環境基準達成状況をみると、湾奥部の方が全窒素・全磷ともに濃度が少し高い傾向にあります。



全窒素・全磷 指定類型 II(※)

環境基準

全窒素の年間平均値が0.3mg/ℓ以下であり、かつ全磷の年間平均値が0.03mg/ℓ以下であること。

年間の環境基準評価方法

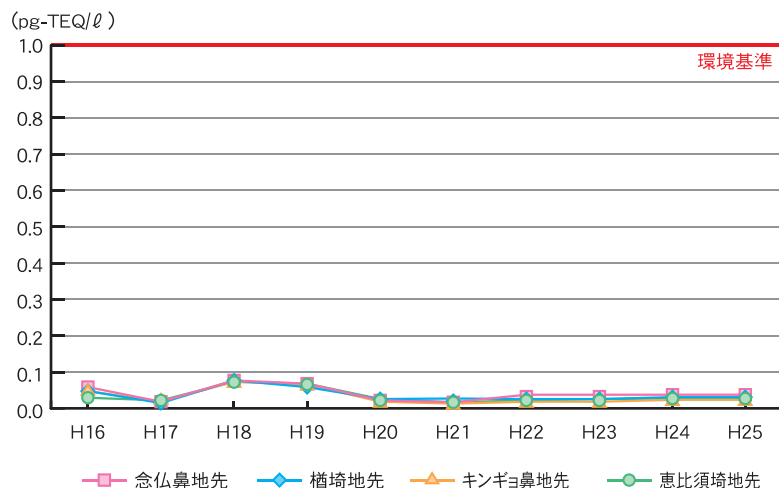
環境基準点において、年間を通じて測定した表層水質の年間平均値の水域内平均値が、全窒素・全磷ともに基準以下であること。本市の場合、2カ所の環境基準地点の平均値がともに基準を満たした場合に達成したことになります。

※ 指定類型II: 窒素・磷に係る海域の類型はI～IVの4類型あり、IIの場合は多様な水産生物がバランスよく安定して漁獲される水質です。

4 良好な生活環境の確保

舞鶴湾・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果を見ると、すべての基準点で毎年、環境基準を達成しています。



ダイオキシン類

環境基準

年間平均値が1.0pg-TEQ/m以下であること。

《河川の状況》

河川の環境基準は、由良川、伊佐津川、河辺川（ダイオキシン類は伊佐津川と河辺川のみ）に設定されており、京都府と国土交通省が毎月水質を測定しています。そのほか、市では年4回26カ所で河川の水質測定を実施しています。

【測定箇所】 ①由良川(由良川橋)、②伊佐津川(相生橋)、③河辺川(第一河辺川橋)、④高野川(新橋)、⑤与保呂川(桜橋)

①由良川(八雲橋)、②福井川(福井橋)、③女布川(出合橋)、④池内川(山崎橋)、⑤高野川(大橋)、⑥伊佐津川(新相生橋)、⑦大手川(田辺橋)、⑧大手川(裁判所前)、⑨静溪川(新静溪橋)、⑩吉原入江(港橋)、⑪天清川(天清橋)、⑫米田川(相生小橋)、⑬余部下水路(ジャパン マリンユナイテッド前)、⑭榎川(細谷橋)、⑮寺川(森三本木)、⑯寺川(初瀬橋)、⑰寺川(八島橋)、⑱与保呂川(養老橋)、⑲祖母谷川(浪速橋)、⑳堀川(乙姫橋)、㉑志楽川(竜宮橋)、㉒松島川(八島通角)、㉓朝来川(浜田橋)、㉔河辺川(第一河辺橋下流)、㉕黒田川(赤野橋上流)、㉖大丹生川(花迫口橋)

※①～⑤は国・府測定河川、①～㉖は市測定河川

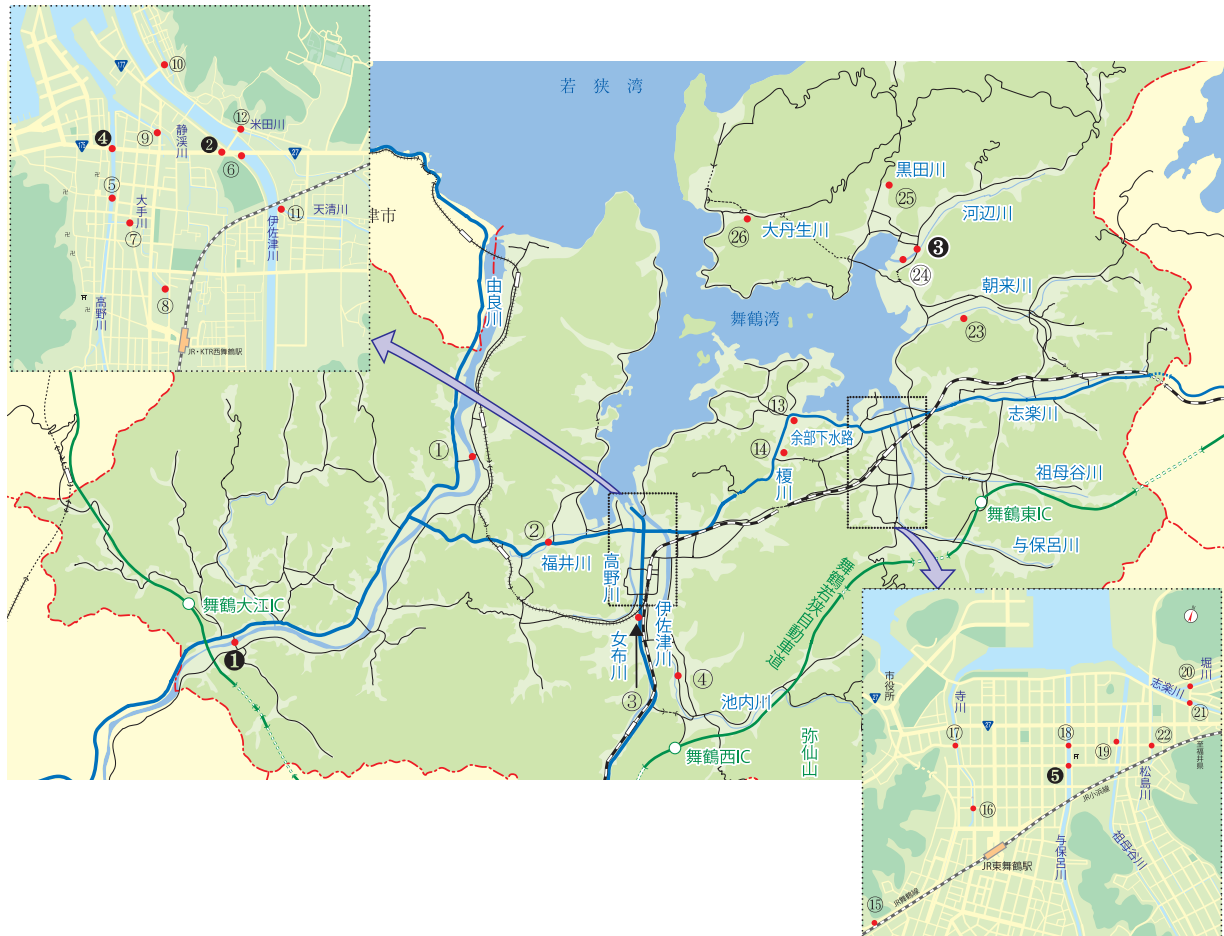
※各河川の詳細データは別冊資料集に掲載しています。



由良川(国府測定河川)

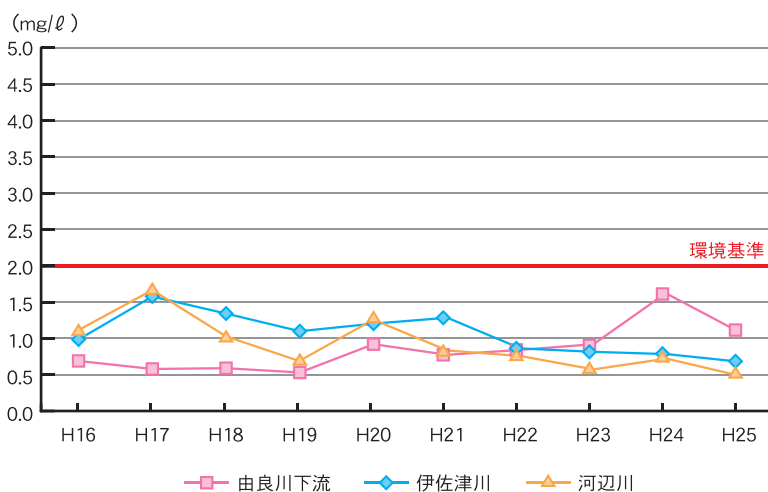


与保呂川(市測定河川)



河川・BOD測定結果

平成16～25年度の10年間、3河川ともに年間の環境基準を達成しており、きれいな河川といえます。なお、由良川下流の環境基準点は5カ所あり、そのすべてで基準を満たしている場合に達成したことになります。上記同期間で残り4カ所（綾部市2カ所、福知山市2カ所）も年間の環境基準を達成しています。



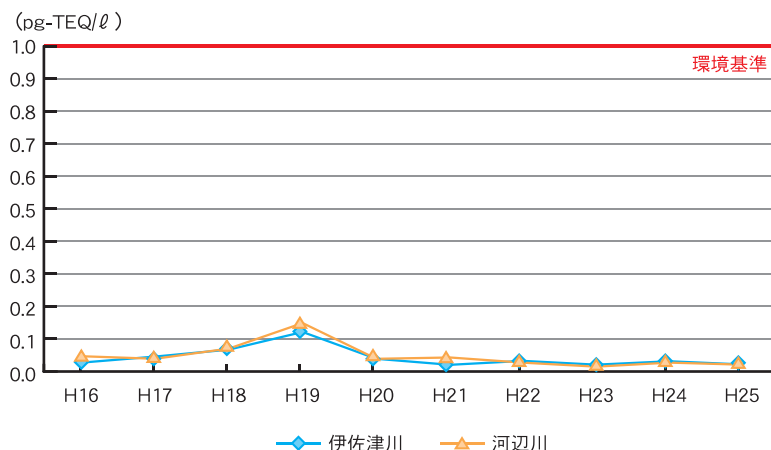
BOD指定類型A(※)
環境基準
1日平均値が2.0mg/ℓ以下であること。
年間の環境基準評価方法
環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが環境基準(2.0mg/ℓ)以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれも環境基準に適合していること。

※ 指定類型…河川、湖沼、海域の環境基準は、水の利用目的に応じて定められており、その利水目的に適した水域を区分し類型を指定しています。
また、河川の類型はA～Eの6種類あり、Aの場合は通常の水道水として利用でき、ヤマメ、イワナなどの海産物が生息できる水質です。

4 良好な生活環境の確保

河川・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果をみると、いずれの基準点でも毎年、環境基準を下回っています。



ダイオキシン類

環境基準

年間平均値が1.0pg-TEQ/m以下であること。

● 水質汚濁の抑制と改善

市と主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 環境負荷が少ない農林水産業の促進

《エコファーマー》

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に優しい農業に取り組む計画をたて、その計画が知事の認定を受けた農業者（個人または法人）の愛称です。

平成25年度末までに舞鶴市内でエコファーマーの認定を受けた件数は59件です。認定を受けた農産物には、エコファーマーマーク（右イラストは一例）を付けることができます。



《海のエコラベル》

海のエコラベルは、禁漁区域や期間を定めるなど、環境に配慮した持続可能な漁業（MSC 認証取得漁業※）により漁獲された水産物に付けられるラベル（左イラスト）のことです。

京都府内では現在、京都府機船底曳網漁業連合会に所属する11隻の漁船（うち5隻が舞鶴港）が行うアカガレイ漁業が認証を受けています。（平成20年取得）

※MSC 認証取得漁業…海洋管理協議会（MSC：Marine Stewardship Council）が定めた基準にのっとり、第三者機関の認証を受けた漁業。

● 水洗化の普及促進

水洗化人口（公共下水道（特環＝特定環境保全公共下水道を含む）、農・漁業集落排水、合併浄化槽）は、71,264人（水洗化率87.6%）となっており、24年度（71,005人、水洗化率87.3%）と比べ、人口比で約1.0%（水洗化率は0.3ポイント）水洗化が進んでいます。

し尿の収集量は、15,153^{キログラム}（24年度16,416^{キログラム}・前年度比約7.7%減）。公共下水道事業や集落排水事業、公設浄化槽整備事業により水洗化が進んだことで減少しています。また、浄化槽汚泥の収集量は8,137^{キログラム}（24年度9,163^{キログラム}・前年度比約11.2%減）で、公共下水道等の整備により減少しています。

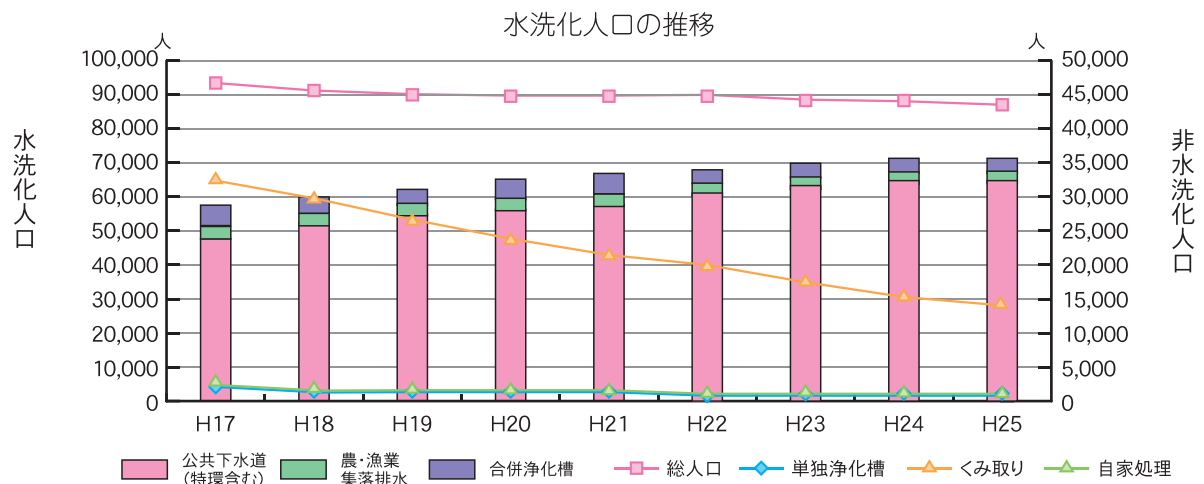
水洗化人口の推移

（単位：人）

項 目	H21	H22	H23	H24	H25
人 口	90,695	89,899	88,869	87,909	86,967
く み 取 り 人 口	21,825	19,987	17,162	15,146	14,157
浄 化 槽 人 口	合 併 浄 化 槽	4,900	4,581	4,496	4,123
	単 独 浄 化 槽	1,011	877	786	711
農・漁業集落排水施設人口	2,058	2,082	2,082	2,024	2,063
公共下水道（特環含む）人口	59,469	61,132	63,248	64,858	65,296
自 家 処 理 人 口	1,432	1,240	1,095	1,008	835

※人口は各年度末人口（外国人含む）

資料 市下水道部、市生活環境課



資料 市生活環境課

し尿量等の推移

区 分	単位	H21	H22	H23	H24	H25
し 尿 収 集 量	kg (^{キログラム})	25,667.2	21,144.9	19,486.6	16,416.4	15,153.4
浄 化 槽 汚 泥 収 集 量		10,068.8	10,698.4	9,206.5	9,163.1	8,136.5
し 尿 処 理 施 設 投 入 量		35,736.0	31,843.3	28,693.1	25,579.5	23,289.9
1 日 当 たり 処 理 量		97.9	87.2	78.4	70.1	63.8
し 尿 収 集 件 数	件	74,101.0	65,955.0	60,623.0	54,597.0	50,053.0
浄 化 槽 汚 泥 収 集 件 数		2,136.0	2,028.0	1,942.0	1,925.0	2,136.0

※閏年(平成23年度)は1年を366日として計算。

資料 市生活環境課

生活環境の保全

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
自動車騒音の環境基準が超過している地点数 (箇所)					
11	5	6	7		5
達成度 (%)	100	83.3	71.4		100
生活公害の苦情件数 (件)					
71	52	43	40		30
達成度 (%)	57.7	69.8	75.0		100

● 騒音・振動公害対策の推進

騒音には、環境基準の他に騒音規制法により要請限度^(※)が定められています。市では、国道、府道の自動車騒音及び一般地域の環境騒音を毎年測定し、環境基準の達成度を評価しています。また、振動にも要請限度^(※)が定められており、道路交通振動を毎年測定しています。

※要請限度 … 自動車騒音や道路交通振動の限度で、その限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市は公安委員会や道路管理者に必要な処置をとるよう要請や意見を述べることができます。



騒音測定

騒音の状況 (等価騒音レベルの測定結果)

等価騒音レベルは、一定期間の平均的な騒音の程度をあらわします。平成25年度は19カ所のうち、昼間に5カ所、夜間に7カ所が環境基準を超過しています。なお、要請限度を超過した地点はありませんでした。

① 京都府測定分

単位: db (デシベル)

区分	道路名	測定地点	等価騒音レベル																	
			H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
道路に面する地域	27号	小倉60	70	68	70	68	70	68	71	69	71	69	74	71	—	—	—	—	—	—
	27号	上安1925	72	69	73	70	74	70	73	69	73	70	73	68	—	—	—	—	—	—
	27号	京田30	71	—	—	—	70	67	70	66	—	—	71	67	—	—	—	—	—	—
	27号	溝尻150-11	69	68	70	69	71	69	72	70	71	69	72	69	—	—	—	—	—	—
	27号	田中町19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68	63	—	—	—	—
	27号	北吸無番地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66	64	—	—	—	—
	175号	下福井901	—	—	—	—	71	68	71	68	—	—	70	67	—	—	—	—	—	—
	175号	下福井735	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69	64	—	—
	舞鶴野原港高浜線	泉源寺175-2	67	61	68	62	—	—	—	—	68	61	—	—	—	—	—	—	—	—
	小倉西舞鶴線	倉谷1499	64	60	64	59	—	—	—	—	68	64	—	—	69	64	—	—	—	—
主要地方道	小倉西舞鶴線	行永291	—	—	—	—	62	57	62	57	—	—	64	58	64	58	—	—	—	—

環境基準達成 環境基準超過 要請限度超過

資料 京都府

②舞鶴市測定分

単位：db（デシベル）

区分	道 路 名	測定地点	等価騒音レベル															
			H16(※2)		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
道路に面する地域	27号	真倉416-1	67	65	—	—	67	66	66	65	—	—	61	59	—	—	60	58
	27号	十倉60-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	71	68
	27号	北田辺170-5	69	67	64	62	—	—	64	61	—	—	63	60	—	—	66	63
	27号	上安642-5	75	71	75	72	75	71	76	72	76	73	73	69	74	67	73	68
	27号	北吸1039-3	72	70	72	69	72	69	70	67	70	67	65	62	—	—	65	61
	27号	浜2006-13	70	68	72	70	71	69	71	69	71	68	70	67	72	66	71	67
	27号	田中町4-1	68	66	69	68	70	68	70	69	70	68	70	67	70	65	—	71
	27号	小倉11	71	69	72	69	72	70	74	70	73	71	72	69	72	71	73	70
	175号	上福井100-1	71	68	71	69	73	70	74	70	72	69	72	69	73	70	72	68
	175号	寺内4-13	72	71	72	70	73	70	73	70	71	68	70	67	65	61	—	69
	177号	魚屋243-2	—	—	62	56	—	—	62	55	—	—	61	56	—	—	59	53
	東舞鶴・停車場線	浜764	66	59	—	—	67	60	—	—	68	61	—	—	66	57	—	67
	舞鶴和知線	北浜町9-2	66	60	—	—	64	59	—	—	63	57	—	—	64	58	—	64
	舞鶴和知線	行永451-4	64	57	—	—	64	56	—	—	62	58	—	—	62	55	—	62
	志高西舞鶴線	公文名104-3	—	—	63	54	—	—	62	54	—	—	63	54	—	—	60	50
	舞鶴綾部福知山線	七日市99-1	—	—	64	56	—	—	62	54	—	—	62	54	—	—	63	54
	小倉西舞鶴線	森284-3	68	64	—	—	70	66	69	65	—	—	70	65	—	—	71	65
	小倉西舞鶴線	福来199-3	—	—	67	62	—	—	66	63	—	—	63	58	—	—	63	59
	小倉西舞鶴線	清美が丘4-4	72	67	72	67	71	67	71	67	72	67	68	63	—	—	69	64
	小倉西舞鶴線	行永2845-4	67	63	—	—	65	60	—	—	64	59	—	—	65	59	—	68
	舞鶴野原港高浜線	大波下421-2	—	—	71	62	71	63	71	63	70	61	—	—	70	61	—	69
	物部西舞鶴線	上福井944-3	—	—	53	48	—	—	53	52	—	—	55	49	—	—	54	51
	由良・金ヶ岬・上福井線	喜多194-2	—	—	58	49	—	—	56	47	—	—	57	53	—	—	57	56
	余部下舞鶴港線	長浜103	64	55	—	—	63	54	—	—	63	53	—	—	62	52	—	62
	老富・舞鶴線	常9-2	65	57	—	—	65	57	—	—	64	58	—	—	64	58	—	64
	高浜・舞鶴線	安岡585	67	59	—	—	66	59	—	—	65	58	—	—	66	58	—	65
	西舞鶴停車場線	引土7-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58	52
一般地域	—	愛宕中町7-4	54	47	54	47	55	48	54	46	54	49	53	52	54	45	—	—
	—	常363	53	48	47	41	—	—	52	46	52	44	—	—	55	46	50	42
	—	高野由里233	—	—	48	41	—	—	50	45	—	—	52	49	52	48	50	43
	—	伊佐津603	—	—	48	48	45	—	—	49	52	47	46	50	48	47	39	—

環境基準達成 環境基準超過 要請限度超過

資料 市生活環境課

道路に面する地域の基準（※3）

	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
環境基準（等価騒音レベル）	70db以下	65db以下
要請限度（等価騒音レベル）	75db以下	70db以下

一般地域の基準（※4）

	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
環境基準（等価騒音レベル）	55db以下	45db以下

騒音レベル	騒音の大きさの例	備考
80db	地下鉄の車内	うるさい ↑ ↓ 静か
70db	電話のベル	
60db	普通の会話	
50db	静かな事務所	
40db	図書館	

※1 ー：測定未実施

京都府測定分：原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が良くない地点は翌年度も測定しています。舞鶴市測定分：隔年の測定です。ただし測定結果が環境基準を超過した地点は翌年度も測定しています。

※2 測定結果は平成14年度から小数点第1位を四捨五入しています。

※3 道路に面する地域の測定箇所はすべて幹線道路近接空間であるために、環境基準と要請限度は地域の用途に関係なく同一の基準が適用されます。

※4 一般地域の環境基準は、住居地域の基準です。一般地域には、要請限度は適用されません。

騒音の状況（自動車騒音面的評価結果 ※1）

①京都府評価分（～H23）、舞鶴市評価分（H24～）

単位：%

区分	道 路 名	調査区間	環境基準達成率（※2）													
			H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
道路に面する地域	27号	吉坂～小倉	91	57	72	65	89	55	85	55	94	69	58	60	—	—
	27号	北吸～余部下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27号	余部下～魚屋	61	58	61	58	60	58	61	59	68	66	59	59	—	—
	27号	魚屋～京田	—	—	—	—	89	87	89	89	—	—	81	80	—	—
	27号	魚屋～円満寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	27号	溝尻～北吸	100	70	100	69	92	69	79	69	77	74	70	73	—	—
	27号	小倉～溝尻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100
	175号	下福井～魚屋	—	—	—	—	81	78	80	78	—	—	82	81	—	—
	175号	八田～下福井	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100
	177号	北田辺～魚屋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	東舞鶴・停車場線	浜町～浜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	舞鶴野原港高浜線	溝尻～中田	98	97	98	97	—	—	—	—	100	100	—	—	—	—
	小倉西舞鶴線	小倉～行永	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主要地方道	小倉西舞鶴線	天台～南田辺	100	100	100	100	—	—	—	—	100	100	—	—	99	98
	小倉西舞鶴線	行永～森	—	—	—	—	100	100	100	100	—	—	98	98	100	100
	小倉西舞鶴線	森～上安	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	由良・金ヶ岬・上福井線	白杉～下福井	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

環境基準達成率： 100%達成 70～99%達成 40～69%達成 40%未満

資料 京都府（～H23）・舞鶴市（H24～）

※1 面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。平成25年度は舞鶴市で5区間の評価を実施。

※2 調査区間内の道路に面する地域（道路沿道両側50メートル）に立地する住居等のうち、環境基準を達成している戸数の割合。

4 良好な生活環境の確保

振動の状況（振動の測定結果 ※1）

本市域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域を除き用途が定められている地域は、道路交通振動に係る要請限度の適用地域です。

本市では、交通量が多い地域やこれまでに振動に係る苦情があった地点の8カ所で簡易的に振動の測定をしています。振動レベルは毎年、要請限度と比較して相当程度低くなっています。

①舞鶴市測定分

単位：db（デシベル）（L10※2）

用途地域の区分	測定地点 ※3	昼間(8時～19時)											夜間(19時～8時)										
		要請 限度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	要請 限度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
商 業	寺内4-13	70	49	47	45	46	49	53	43	50	50	45	65	47	45	40	42	50	48	40	41	48	45
商 業	北田辺170-6	70	47	41	41	47	35	45	43	50	48	44	65	36	33	29	40	38	47	39	42	38	34
準住居	南田辺84	70	42	41	34	38	35	43	39	40	41	44	65	37	36	32	39	41	44	39	39	37	38
商 業	上安612	65	49	48	48	49	51	49	48	51	53	45	60	44	46	50	44	49	50	35	54	51	49
近隣商業	余部上292	70	48	44	51	47	47	50	41	49	47	45	65	49	42	50	42	43	47	34	46	51	41
商 業	北吸729	70	41	41	43	44	49	48	42	43	47	40	65	42	40	38	44	45	46	37	40	42	40
商 業	溝尻81-5	70	48	45	47	45	46	48	41	45	52	47	65	45	41	45	44	46	49	37	48	49	44
商 業	市場28	70	48	46	48	48	50	48	45	52	49	47	65	51	48	46	44	50	51	41	52	52	46

要請限度超過

資料 市生活環境課

※1 測定結果は各地点で10分程度、簡易的に測定したもので、参考値です。

※2 L10：測定値を小さなものから順に並べ、上位と下位それぞれの10%のデータを切り捨てた残りの最大値のことで、振動の評価に使われます。

※3 測定地点は道路端です。

振動レベル	振動のめやす	備考
80db	家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと音をたてる	大きい ↑ ↓ 小さい
70db	大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動く	
60db	静止している人にだけ感じる	
50db	人体に感じない程度	

● 野焼きの防止

野焼きの苦情に対して、その行為者に指導を行っています。また、市ホームページや市発行の冊子で、野焼きをしないよう啓発を行っています。

● 環境保全の監視・指導の強化

市と主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

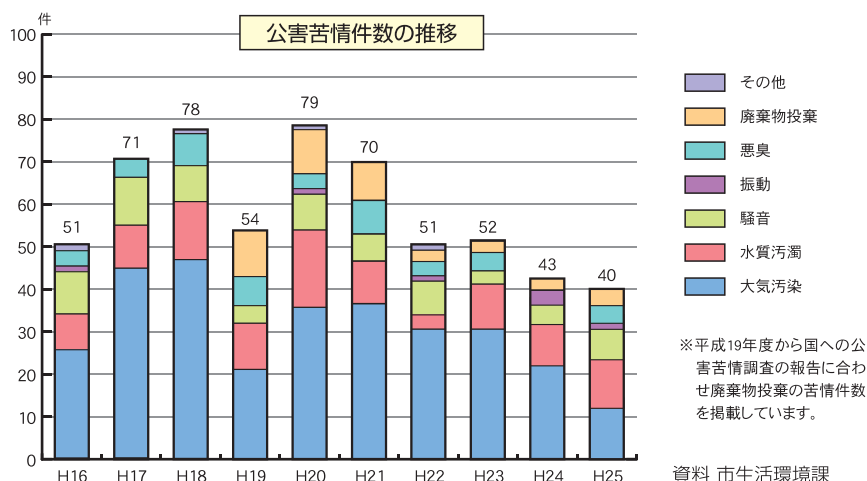
● 建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進

騒音・振動規制法で、特に著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業と定め、それに該当する工事の作業時間等の規制遵守を呼び掛けています。

公害苦情件数の内訳

公害に関する苦情は、地域住民の日常生活に直接関連した問題がほとんどです。平成25年度に受けた苦情の件数は40件で、平成24年度と比べ3件減少しました。

大気と水質に関するものが最も多く、ともに12件でした。



環境保全活動の連携

H17 (基準年)	H23	H24	H25	H32 (目標)
まいづるクリーンキャンペーン参加者数				
市民の 15人に1人	市民の 7.4人に1人	市民の 8.5人に1人	市民の 8.9人に1人	市民の 8人に1人
達成度 (%)	108	94.1	89.9	100

● 連携の仕組みづくり

《まいづるクリーンキャンペーンの活動支援(再掲)》

「わたしたちのまちを、わたしたちの手で」を合言葉に、平成8年度から7月に全市一斉清掃日を設け清掃活動が実施されています。

平成9年度からは、「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が主催者として実施し、市はゴミ袋の支給や清掃後のゴミ回収などの支援を行っています。

同会は、多年にわたる地域の環境美化活動の功績が認められ、平成24年6月に「環境大臣表彰」を受賞されました。

平成25年度は153組9,489人の参加申し込みがあり、一斉清掃当日には約28トンの散乱ゴミが回収されました。



クリーンキャンペーン(西舞鶴)

《まいづる環境市民会議》

環境基本計画の取り組みを、市民・事業者・市民団体などが協働で推進するため、平成24年4月30日、「まいづる環境市民会議」(会長・尾上亮介=舞鶴工業高等専門学校教授)が設立されました。

平成25年度末で、31団体・45個人が同会議に参加しており、「低炭素社会の実現」や「循環型社会の確立」「自然との共生社会の確立」に向け、環境基本計画の7つのリーディングプロジェクト(4ページ参照)を「地球温暖化防止」「循環型社会」「生物多様性」の3つのプロジェクトチームにより推進しています。

まいづる環境市民会議へは、個人でも団体でも参加いただけます。同会議事務局の生活環境課で随時受け付けています。



まいづる環境市民会議創立総会

● 環境市民会議参加団体（平成25年度末現在）

順不同

青葉山レインジャー隊	(株)コザイ印刷所	舞鶴厚生株式会社
エコネットまいづる	三和工業用品株式会社	舞鶴市女性の会
環境テクニカル株式会社	セイブリビング株式会社	(公財) 舞鶴市花と緑の公社
京都生協舞鶴行政区委員会	(有)大信工務店	舞鶴生活学校
京都大学フィールド科学教育研究センター舞鶴水産実験所	高橋行雄法律事務所	(有)舞鶴清掃社
京都丹の国農業協同組合	タケダ工芸株式会社	舞鶴文具株式会社
京都府漁業協同組合	丹後・若狭虫の会	舞鶴の川と海を美しくする会
京都府地球温暖化防止活動推進員舞鶴連絡会	(株)西村住建商事	弥栄電設工業株式会社
京都北都信用金庫	まいづるクリーンキャンペーン実行委員会	若狭湾生物同好会
(株)源兵衛	舞鶴グランドホテル	

【各プロジェクトチームの活動内容】

①地球温暖化防止プロジェクトチーム

家庭の省エネ相談所の開設や緑のカーテン、環境マネジメントシステムの普及などにより、市民や事業者のエコ活動を支援しています。



みどりのカーテン育成講座(アザレア舞鶴)

▷ 赤れんがフェスタin舞鶴2013で「家庭の省エネ相談所」を開設。103人の受診参加者へ啓発を実施。(→ 5 ページ)

▷ 緑のカーテンの普及のため、市内の保育所や老人施設等16カ所にゴーヤの苗の配布・設置協力を行ったほか、市民300人にゴーヤの苗を無料配布。

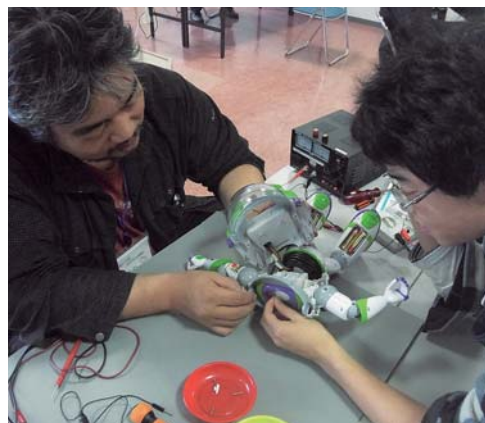
②循環型社会プロジェクトチーム

リサイクルプラザを拠点とした3R活動の企画運営や、地域の環境美化推進のための清掃活動イベントなどを展開しています。

▷ 赤れんがフェスタin舞鶴2013で「ごみ減量クイズ」(クリーンキャンペーン実行委員会)などによる啓発を実施。

▷ ビーチコーミング&地引き網体験(クリーンキャンペーン実行委員会主催)を実施し、75人が参加。

▷ 壊れたおもちゃを預かって修理する「おもちゃ病院」プロジェクトを試行実施。41個のおもちゃを診断、治療。



おもちゃ病院

③生物多様性プロジェクトチーム

地域に生息する動植物や特色ある景観等を情報募集・現地調査し、「地域の宝物」として取りまとめ、環境保全を啓発しています。

▷平成24年10月から「舞鶴の守りたい自然プロジェクト」で地域の宝物情報を募集。皆さんからお寄せいただいた情報件数は、平成25年度末現在で352件。

▷明倫小学校・倉梯小学校・岡田小学校で生物調査などの出前講座を実施。(各校1回)

▷「地域の宝物」専用ホームページを平成24年10月に開設。舞鶴の自然にちなんだ環境クイズや皆さんからお寄せいただいた“地域の宝物”を紹介したギャラリーなどを掲載し、平成25年度末現在での累計閲覧件数は6,613件。(→19ページ)



水辺環境調査

環境学習・環境教育の推進

H17 (基準年)	H23	H24	H25		H32 (目標)
環境をテーマとして講座の実施回数 (回／年度)					
68	92	101	81		100
達成度 (%)	92 	101 	81 		100
生涯学習ボランティアバンク (環境・自然観察分野) の登録者数 (団体・人)					
2	6	7	7		20
達成度 (%)	30 	35 	35 		100

● 自然体験学習の充実



星空観察会

市民団体などが主催する学習会や自然観察会などの取り組みを支援しています。

クリーンキャンペーン実行委員会が主催する「ビーチコーミング&地引き網体験」の支援を行ったほか、市の主催で水辺教室 (参加者18人) や星空観察 (参加者56人) を開催しました。

5 協働社会の推進

● 環境学習の充実

環境に対する意識の向上を目的に、積極的に学習機会の提供に努めています。

まいづる環境市民会議と連携し、環境をテーマとした講演会を開催。平成25年度は環境講演会として、京都大学・浅利美鈴助教による「『もったいない』ごみたち～身近なリデュースのヒント」を開催しました。

平成25年度の主な環境啓発事業

月	事業名	分類	主催
4月	与保呂川さくらウォーキング	自然観察会	実行委員会
	赤岩林道での自然観察	自然観察会	合同会社まいづる広域観光公社
	図書リサイクルフェア	講座・講演会	東西図書館
	ネイチャーゲーム	体験学習	(公財) 舞鶴市花と緑の公社
5月	弥仙山探鳥会	自然観察会	日本野鳥の会京都支部
	ネイチャーゲーム(山野草散策会)	自然観察会	(公財) 舞鶴市花と緑の公社
	花と緑の公社フェア	自然観察会	(公財) 舞鶴市花と緑の公社
	五老ヶ岳ロータリーの道 登ろう会	自然観察会	舞鶴ロータリークラブ
6月	大浦農漁村体験	体験学習	ふるさと大浦21
	再生工作教室	体験学習	リサイクルプラザ
	樹木剪定講習会	体験学習	(公財) 舞鶴市花と緑の公社
	森林ボランティア	体験学習	NPO法人山悠遊・森林サポートまいづる
7月	わくわく自然体験ツアー	自然観察会	合同会社まいづる広域観光公社
	京都府立西舞鶴高校野外実習	自然観察会	京都大学水産実験所
	城南キャンプ	自然観察会	城南会館
	昆虫と植物採集	体験学習	中央公民館
	星空観察会	自然観察会	生活環境課
	夜間に灯りをつけて採集(昆虫・植物)	体験学習	中央公民館
	星空観察会	自然観察会	加佐公民館
	水辺教室	自然観察会	生活環境課
8月	空山展望台で採集(昆虫・植物)	自然観察会	中央公民館
	ツリークライミング	自然観察会	(公財) 舞鶴市花と緑の公社
	栽培漁業講座	体験学習	城南会館
	川舟レース&ハゼつり大会	自然観察会	加佐ふるさと塾
	夏休み親子工作教室	体験学習	リサイクルプラザ
	夏季フィールドワーク	体験学習	市立小学校理科部会
	採集物の名前を調べよう(昆虫・植物・化石)	講座・講演会	中央公民館
	まいづる秘境自然観察ツアー	自然観察会	合同会社まいづる広域観光公社
9月	森林ボランティア	体験学習	NPO法人山悠遊・森林サポートまいづる
	ビーチコーミング&地引き網体験	体験学習	まいづるクリーンキャンペーン実行委員会
	大浦農漁村体験	体験学習	ふるさと大浦21
10月	赤岩山登山&自然観察	自然観察会	岡田中むらづくり委員会
	砥石ヶ岳登山と芋煮会	自然観察会	岡田上村おこし委員会
	赤岩林道での自然観察	自然観察会	合同会社まいづる広域観光公社
11月	きのこ狩り体験会	体験学習	城南会館
	伊佐津川・勾崎探鳥会	自然観察会	日本野鳥の会京都支部
	京都大学舞鶴水産実験所合同見学会	講座・講演会	京都大学水産実験所
12月	寄せ植え教室	体験学習	(公財) 舞鶴市花と緑の公社
	家具の修理教室	体験学習	リサイクルプラザ
3月	舞鶴・海のつながりフォーラム	講座・講演会	京都大学水産実験所
	キノコの植菌体験	体験学習	農林課
ー	建部山ハイキング	自然観察会	舞鶴ネイチャーガイドの会
4～7月	「ほのぼの屋」ランチと椿・アジサイ&胡蝶蘭めぐり	自然観察会	合同会社まいづる広域観光公社
5～3月	ネイチャーガイド初級養成講座	講座・講演会	舞鶴市商工観光センター

● 生涯学習ボランティアバンクの利用促進

目標(指標)である「生涯学習ボランティアバンク(環境・自然観察分野)の登録者数は、25年度には7団体となっています。

利用促進のため、広報まいづるへの掲載やホームページでの紹介、各公民館や図書館、学校や福祉施設等に案内チラシの配布などを行い周知に努めています。

《環境自然観察分野の生涯学習ボランティア登録者》

- ① ボランティアバンクの中から、学びたい分野の登録者(指導者)を探します。
- ② 登録者へ直接連絡をとり日時や会場など詳細を打ち合わせます。

登録者氏名 団体等	指導内容等	電話 連絡先	経費	活動可能日 日時	活動地域	指導可能 人数・年代
志楽地域学校農園 クラブ(山本秀之)	学校農園での栽培実習 学級の栽培指導・支援	電話 64-6259 FAX 64-5515	無料	いつでも	志楽地域	1~30人 小学生
まいづる ネイチャークラブ	自然観察会のサポートや ガイド等	62-2316	実費 (交通費)	いつでも	市内	5~50人 何歳でも
舞鶴・加佐自然 同好会	自然観察ガイド・講義、 国定公園内登山ガイド	電話・FAX 83-1555	実費(資料 代・交通費)	土・日・祝 平日要相談	府北部	5~30人 中学生以上
佐藤 淳	自然観察ガイド・講義、 手作りの遊具	電話・FAX 83-1555	一人当たり 500円程度	土・日・祝 平日要相談	府北部	5~30人 小学生以上
瓜生勝朗	自然観察・野草の料理	電話・FAX 82-1151	無料	いつでも	舞鶴市 周辺	5~30人 何歳でも
まいづる探検隊 (嵯峨根八郎)	市内・隣接市を自然探索 (年7回程度)	080- 1402-5038	交通費 (要確認)	要確認	市内・ 隣接市町	制約なし
まいづるシェアリング ネイチャーの会	ネイチャーゲーム	電話・FAX 68-0670	無料	いつでも(事 前に要相談)	市内	5~50人 何歳でも

※実費等が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

● 出前型講座の拡充

出前型講座については、まいづる環境市民会議と連携・協力し、市民とともに環境に関する講座を開催しています。平成25年度は、「地球温暖化防止」などをテーマに、小学校や老人会などで計7回開催しました。

環境情報の提供

● 環境情報の充実

環境白書の発行やホームページなどを通じて、さまざまな環境情報をわかりやすく発信することに努めており、生物多様性プロジェクトチームの「地域の宝物」専用ホームページを平成24年10月に開設するなど、情報発信に努めています。(→19ページ)

「舞鶴の守りたい自然② 舞鶴フィールドミュージアム」

発売開始



舞鶴の「宝物」である豊かな自然に触れ合う機会をつくり、その魅力や大切さなどを知っていただくことで、自然との共生社会の確立につなげることを目的に、まいづる環境市民会議とともにフィールドワーク向けの環境啓発冊子を作成しました。

景観や動植物など9部門計448点や、9つのフィールドワークモデルコースなどを掲載しています。

A5判290ページ、950円。市役所（生活環境課、情報公開コーナー）、西支所、加佐分室や、観光施設など計12カ所で販売しています。

舞鶴の環境

平成26年度版環境白書

～舞鶴市環境基本計画年次報告書～

平成27年3月発行

舞鶴市市民環境部環境対策室生活環境課

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

TEL(0773)66-1005 FAX(0773)66-1015

E-mail kankyou@post.city.maizuru.kyoto.jp

本冊子のほか、詳細データを掲載した別冊資料集を作成。いずれも生活環境課、情報公開コーナー、西支所、東・西図書館、各公民館で閲覧できるほか、市ホームページでもご覧いただけます。

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています

VEGETABLE OIL INK